

第2期 旭川市子ども・子育てプラン

旭川市

令和2年（2020年）3月

目 次

第1章	プランの策定に当たって	
1	プラン策定の目的	P 2
2	本プランの位置付け	P 3
3	関連する計画	P 4
4	プランの期間	P 5
5	プランに反映すべき主な課題	P 6
第2章	プランの基本的な考え方	
1	基本理念及び目標	P 10
2	子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の大綱	P 11
3	基本方向	P 12
4	プランの体系	P 13
第3章	プランの内容	
	基本方向1 子育てを支える	P 16
	基本方向2 子どもの育ちを支える	P 23
	基本方向3 子どもの主体性を育む	P 28
	基本方向4 社会全体で支える	P 31
第4章	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制	
1	子ども・子育て支援新制度	P 36
2	本市の状況	P 36
3	量の見込み及び確保方策の設定について	P 38
4	全市における量の見込み及び確保方策	P 39
5	各地区における量の見込み及び確保方策	P 51
第5章	プランの推進に向けて	
1	プランの進行管理	P 66
2	各基本施策の指標及び目標値	P 67
第6章	持続可能な開発目標（SDGs）との関係	P 71

資料編

- 1 旭川市の子ども・子育てを取り巻く現状・・・・・・・・・・ P 80
- 2 子育て環境について・・・・・・・・・・ P 85
- 3 子どもの育ちについて・・・・・・・・・・ P 91
- 4 子どもの生活実態について・・・・・・・・・・ P 93
- 5 プランの文言整理・・・・・・・・・・ P 97
- 6 プランの策定経過・・・・・・・・・・ P 102
- 7 旭川市子ども条例・・・・・・・・・・ P 105

第 1 章 プランの策定に当たって

1 プラン策定の目的

本市では、旭川市子ども条例に基づく「子どもが健やかに育つ環境づくりに関する基本的な計画」等の位置付けとして、平成27年3月に「旭川市子ども・子育てプラン」を策定し、子どもの発達や子育てなどの総合相談窓口となる旭川市子ども総合相談センターの開設や、子ども医療費の助成対象拡大などにより、子育て世帯の不安の解消や経済的負担の軽減に取り組んできました。

また、保育所等については、既存施設の増改築や認可外保育施設から認定こども園への移行等により、平成30年及び平成31年の4月1日時点での待機児童数が0人となり、放課後児童クラブについては新規開設や移転拡充などにより、平成28年12月以降、待機児童ゼロを継続しております。

しかしながら、子ども医療費などの子育てに関する経済的支援の充実や、保育所等における年度途中でのニーズや、増加傾向にある支援を要する児童への対応、児童虐待の防止や早期発見のための取組など、引き続き推進すべき課題が残っております。

また、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行により、令和元年10月から、子ども・子育て支援新制度の保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの利用料が無償化となり、さらに、私学助成の幼稚園や認可外保育施設等を利用した際に要する費用を支給する「子育てのための施設等利用給付」が創設されたほか、「子どもの貧困対策に関する法律」の改正による貧困対策計画策定の努力義務化、児童福祉法等の改正による児童虐待防止のための関係機関間の連携強化など、新たな制度への対応や各種施策の取組強化などが市町村に求められており、限りある財源を効果的に、より具体的な施策として取り組んでいく必要があります。

第2期旭川市子ども・子育てプラン（以下「プラン」という。）は、持続的、安定的な子どもの育ち、子育て環境の充実などを目標とし、これまでの旭川市子ども・子育てプランにおける関連事業の実施状況や子育て中の保護者を対象としたアンケート調査（以下「ニーズ調査」という。）による本市の教育・保育・子育てに関するサービスのニーズなどを踏まえて、本市における子育て支援施策の事業の方向性や目標等を示すことを目的に策定するものです。

2 本プランの位置付け

(1) 本プランの位置付け

本プランは、旭川市子ども条例第14条に基づき、本市が今後進めていく子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものであり、併せて、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画等の位置付けを含むものとします。

根拠法令等	プランとの関係
子ども・子育て支援法第61条 「市町村子ども・子育て支援事業計画」	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン全体 ・第4章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制」は策定が義務付けされている事項
次世代育成支援対策推進法第8条 「市町村行動計画」	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン全体
母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条 「自立促進計画」	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン全体 ・特に、第3章「プランの内容」の基本施策1-5「様々な家庭の状況に応じた支援の充実」に具体的な取組を記載
国通知(平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 「母子保健計画について」	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン全体 ・特に、第3章「プランの内容」の基本施策1-1「妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援」に具体的な取組を記載
子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条 「子どもの貧困対策についての計画」	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン全体 ・特に、第3章「プランの内容」の各基本施策

(2) 少子化対策

これまでも子育て環境の充実や若者の地元定住、移住促進などに取り組んできましたが、本市の合計特殊出生率は依然として全国値より低い数値であるため、本プラン全体を本市における少子化対策の一つとして位置付け、引き続き、子どもを安心して産み育てることができる環境の整備や、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援強化を図りながら、各種施策に取り組んでいきます。

3 関連する計画

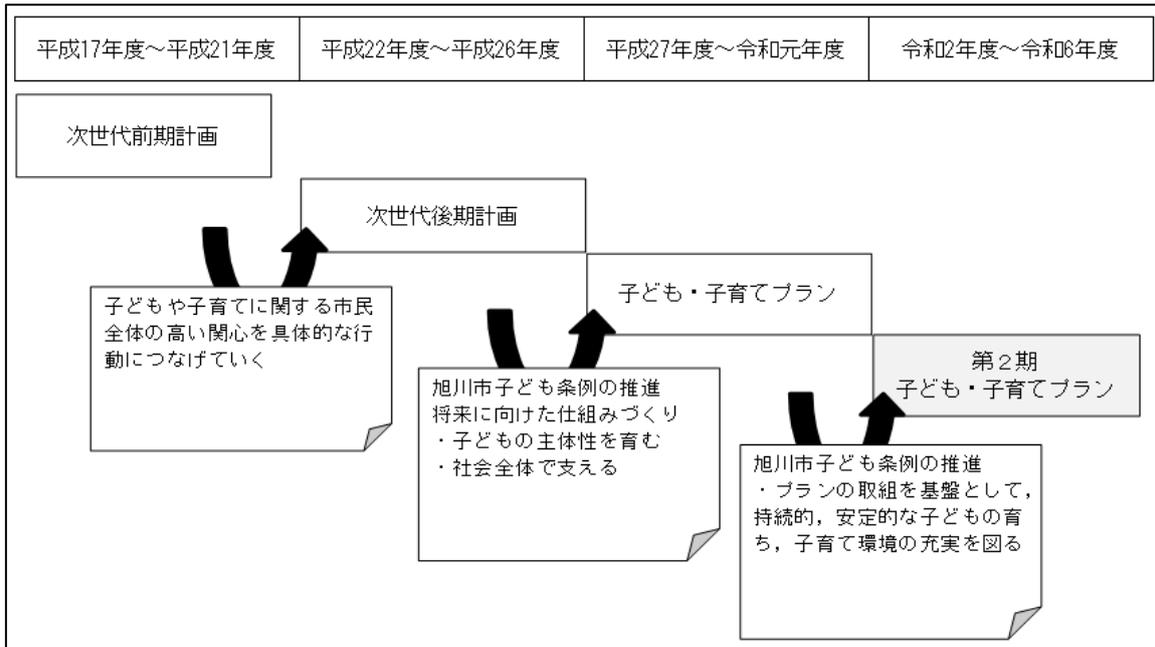
北海道の計画及び本市における第8次旭川市総合計画のほか、関連する計画との整合性等を図りながら、プランを推進します。

関連計画		プランとの関係
計画名	計画期間	
北の大地☆子ども未来づくり北海道計画（第4期子ども未来づくり計画）	令和2年度～ 令和6年度	プラン全体
第2期北海道子どもの貧困対策推進計画	令和2年度～ 令和6年度	プラン全体 特に、第3章「プランの内容」の各基本施策
第8次旭川市総合計画	平成28年度～ 令和9年度	第3章「プランの内容」
あさひかわ男女共同参画基本計画	平成23年度～ 令和2年度	第3章「プランの内容」
第2次旭川市スポーツ振興計画	平成23年度～ 令和2年度	基本施策3-1「子どもの主体性を育む」
第4期旭川市地域福祉計画	平成31年度～ 令和5年度	基本施策4-1「子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進」
第3次旭川市障がい者計画	平成28年度～ 令和2年度	基本施策2-3「様々な子どもが健やかに育つ取組の推進」
第5期旭川市障がい福祉計画・第1期旭川市障がい児福祉計画	平成30年度～ 令和2年度	基本施策2-3「様々な子どもが健やかに育つ取組の推進」
第2次健康日本21旭川計画	平成25年度～ 令和4年度	基本施策2-1「子どもの連続した育ちを保障する環境整備」
第3次旭川市食育推進計画	平成29年度～ 令和3年度	基本施策2-1「子どもの連続した育ちを保障する環境整備」
第2期旭川市学校教育基本計画	平成31年度～ 令和9年度	基本施策2-1「子どもの連続した育ちを保障する環境整備」
旭川市社会教育基本計画	平成28年度～ 令和9年度	基本施策3-1「子どもの主体性を育む」
第3次旭川市子ども読書活動推進計画	平成27年度～ おおむね5年間	基本施策3-1「子どもの主体性を育む」

4 プランの期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年計画とします。

なお、プランの推進過程において、社会情勢や教育・保育環境を取り巻く状況の変化等により、プランの内容と実態にかい離が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



5 プランに反映すべき主な課題

プランの策定に当たり、ニーズ調査の結果や関連事業の実施状況等を踏まえ、基本施策ごとに施策を推進する上での課題と解決に向けた取組の方向性について整理を行ったところです。

これらのうち、特に次の事項についてプランの内容に反映し、施策の効果的な推進を図るものとします。

(1) 喫緊の課題への対応

ア 相談体制の充実

ニーズ調査では、3割以上が子育てに関して不安を感じていると回答しており、不安や悩みを軽減するための相談体制の更なる充実が必要です。

また、子育てに関する保護者の不安や悩みに対して、深刻化する前に必要な支援につなげたり、軽減することは、児童虐待防止のためにも重要な取組です。

そのため、関係部局が連携し、妊娠期の早い段階から対象者に寄り添い、必要な支援を行うとともに、子どもの将来を見据えた助言等を行う体制整備の検討を進めていきます。

イ 情報提供の在り方

市民を対象に行った子どもの生活実態調査結果では、年収が低い世帯ほど市が実施している各種サービスや制度を知らなかったと答えた割合が高い状況であるため、必要な人に必要な情報を届けるための情報提供体制を整備する必要があります。

ウ 子育てに関する経済的支援の充実

子どもの医療費の助成や私立高校の入学時負担金減免補助対象の拡充など、子育てに関する経済的支援の充実に取り組んできましたが、子育ての出費に負担感を感じている保護者の割合は依然として高く、更なる経済的支援が求められています。

特に、高校・大学の進学費用、子どもの医療費及び通学費の負担を軽減する支援策に対するニーズが高いことから、利用者負担の考え方と併せて、より効果的な支援策の検討を進めていきます。

エ 仕事と子育ての両立支援

第1子出産前後の女性の継続就業率は上昇している一方で、第1子出産を機に離職する女性の割合は依然として高い状況にあり、また、ひとり親家庭の経済的基盤の安定のためにも、仕事と子育ての両立支援は重要な取組です。

前期プランにおいて取り組んできた、保育所等及び放課後児童クラブの整備により待機児童は解消したところですが、待機児童ゼロの維持及び潜在的な需要にも対応するため、保育士確保も含めた受皿確保について引き続き取り組む必要があります。

また、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴う影響も考慮しながら検討を進めていきます。

オ ひとり親家庭への支援の充実

前期プランの関連施策（ひとり親家庭等に対する支援）において設定した各指標は一部未達成であり、特にニーズ調査の結果では、ふたり親家庭と比べると、ひとり親家庭の方が不安を感じている項目が多くなっています。

また、子どもの貧困においても、ひとり親家庭の子どもの貧困率は高く、深刻な問題であることから、これまで取り組んできた経済的支援、生活支援、就業支援及び養育費確保支援施策などの取組の更なる充実について検討を進めていく必要があります。

カ 子どもの貧困対策の推進

市民を対象に行った子どもの生活実態調査結果では、年収が低い世帯で「家族が必要とする食糧を買えなかった」、「子どもを病院に受診させられなかった」などの経済的理由による困難事例が確認されており、子どももその状況を認識している傾向がうかがえます。

こうした経済的な貧困世帯では、親が低賃金のため単価が高い深夜・早朝の就労や長時間就労のため子どもと過ごす時間を作ることができず、また、経済的余裕のなさが子どもの様々な体験機会の獲得に影響を与え、ひいては子どもが自信を持っていない要因となるなど、時間的にも、人間関係的にも貧困状態にあり、社会的に孤立している子どもたちも多い状況にあります。そのため、困難を抱える家庭の孤立を防ぎ、子どもたちが安心して暮らせるよう地域全体で子どもたちを見守る環境づくりを目的に、学校、家庭以外の居場所として地域における子どもの居場所づくりなどの施策の推進が必要です。

キ 発達支援等を要する子どもの育成支援

発達障害等の支援を要する子どもが増加する中、特に、就学前児童については、発達等に課題を抱えているものの保護者の受容が図られず、必要な支援を受けられていない状況も見受けられていますが、一方で療育を行う民間事業者は増えており、重要な担い手となっているところです。また、近年の新生児医療の発達により、医療的ケアが必要な子どもについても増加傾向にあります。

このため、行政機関と民間事業者が連携しながら、子どもの心身の状況や保護者の認識の状況に応じた多様で質の高い療育の提供や体制づくりを進めていくことが必要です。

(2) 子どもの主体性を育む

前期プランにおいて、子どもが多様な活動をするところの確保や体験機会の充実を図るため、北彩都子ども活動センターや、こども向け屋内遊技場の開設などに取り組んできたところです。

しかし、ニーズ調査では、子育て環境の充実のために望む支援策の中でも、「親子連れでも出かけやすく楽しめる場所」に対する要望について、前回調査と比較すると最も伸び率が高いことから、安全な環境の下、安心して遊び過ごせる子どもの遊び場に

関する施策を推進し、子どもが健やかに育ち、主体性を育む環境の充実につながる取組の検討を進めていきます。

(3) 将来を見据えた仕組みづくり

ア 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進

前期プランにおいて、市内各地域の拠点施設の整備や、拠点施設を活用した地域における子どもの育ちや子育てを支える環境づくりを進めたほか、地域活動の担い手の拡大を図ってきたところですが、より、地域住民と子育て中の保護者や子どもが深く関わり、子育て中の保護者が孤立しないような地域づくりや、子どもにとって地域が家庭、教育・保育の場続く第三の居場所となるような、地域全体で支えるための仕組みづくりに取り組む必要があります。

イ 安定的な子育て支援体制の構築

就学前教育及び保育については、保育所等の待機児童ゼロを維持しているところですが、各施設においては、保育士等の人材確保や支援を要する子どもへの対応、幼児教育・保育の無償化に伴う新たなニーズへの対応などが求められています。

国の施策の方向性やニーズの変化を見極め、また、各種サービスの利用量拡大に対応し、安定的にサービス等を提供できる体制づくりを進めるとともに、幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付の方法などに配慮します。

また、市立保育所が担うべき役割や機能を整理し、今後の在り方について検討を進めます。

ウ 妊娠期からの切れ目のない支援

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、妊娠、出産及び子育てに係る妊産婦の方等の不安や負担が増えていると考えられます。

このため、妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことが必要です。

第2章 プランの基本的な考え方

1 基本理念及び目標

かつて私たちの周りには子どもがたくさんいて、多世代の家族やそこに関わる地縁、血縁などが子育てを支えていました。しかし、急速な少子化の進行や家族、地域を取り巻く環境等の変化により、特に親だけが子育てに向き合っている状況が生み出され、このことが現在の子育てをより困難にさせています。

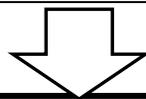
子どもは元来、親にとってかけがえのないものであることはもちろん、社会にとっても宝であり、未来の活力でもあります。

そのため現在の子育ての困難さを解消し、子育てを楽しめる社会、子育てと社会参加が両立できる社会、心身ともに健康な子どもが育つような社会を創るため、子育てに直接関わる親・家庭はもちろん、地域、企業、行政がそれぞれの役割を明確にし、相互に連携して、子育て支援に取り組むことが必要です。

本市では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代を担う子どもの幸せを第一に考え、地域の人々の支えの中で、子ども自身が明るく、たくましく、喜びに満ちた子ども時代を過ごすことのできる社会の形成を目指すとともに、親もまた安心して子育てができる環境の下、子どもの成長に喜びを感じられる社会を築くため、プランの基本理念及び目標を次のように定めます。

さらに、これらの目標を実現することが、旭川市子ども条例の目的である、子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現につながります。

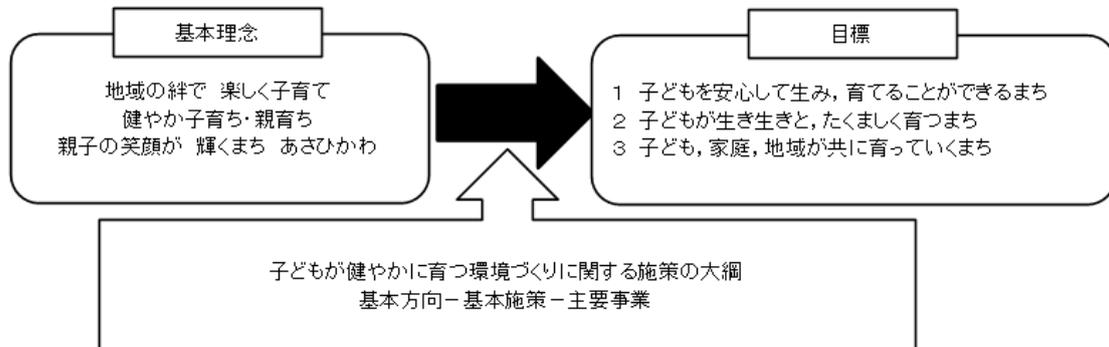
基本理念 地域の絆で 楽しく子育て
健やか子育て・親育ち
親子の笑顔が 輝くまち あさひかわ



目 標 1 子どもを安心して生み、育てることができるまち
2 子どもが生き生きと、たくましく育つまち
3 子ども、家庭、地域が共に育っていくまち

2 子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の大綱

プランの目標実現に向けて、関連施策を推進するに当たり、基本となる考えとして、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の大綱を次のように定めます。



(1) 子どもが健やかに育つために大切なこと

子どもには、大人から愛情が注がれることで、自己肯定感や他者を大切にすることが育まれ、さらに、自ら考え、行動することにより、多くのことを学び、経験することを通して生きる力が育まれることを踏まえ、子どもが健やかに育つために大切なこととして、「大人からの愛情」と「子ども自身の主体性及び自律性」とします。

(2) 環境づくりのために大切なこと

子どもが健やかに育つ環境づくりに市民全体で取り組んでいくために大切なこととして、次の3点を基本とします。

ア 大人は、子どもの年齢及び心身の発達段階を踏まえながら、その育ちを支えること。

イ 大人は、子ども自身の主体性や自律性を育むために、子ども同士の交流や多様な経験、学びの機会が重要であることを理解し、これらの機会の提供に努めること。

ウ 子どもが健やかに育つ環境づくりのために、大人が、子どもとの関係に応じた、それぞれの役割を認識し、協力しながら取り組むこと。

(3) 市の役割

市は、大人が、それぞれの役割を担うことができるよう必要な支援を行うとともに、子どもに対して、多様な経験及び学びの機会の提供に努めます。

3 基本方向

目標を実現するため、プランにおける取組の方向性等を踏まえて、基本方向を次の4つとします。

基本方向1 子育てを支える

子どもを安心して生み、育てることができるよう、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援により、子育てに関する多様な不安感の軽減を図ります。

また、子育てに関する経済的支援や、乳幼児の育ち学び環境と保護者の仕事と子育ての両立支援のほか、様々な家庭の状況に応じた各種支援策に取り組めます。

基本施策1-1 妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援

基本施策1-2 子育てに関する多様な不安を和らげるための支援

基本施策1-3 子育てに関する経済的支援

基本施策1-4 乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援

基本施策1-5 様々な家庭の状況に応じた支援の充実

基本方向2 子どもの育ちを支える

子どもが健やかに、のびのびと育つよう、乳幼児期や学童期などにおけるそれぞれの成長段階の各支援施策の連携を推進しながら、子どもの連続した育ちを保障する環境整備に努めます。

また、障がいのある子どもや発達支援を要する子どもなどに対して、子どもの心身や家庭の状況に応じた支援を行います。

基本施策2-1 子どもの連続した育ちを保障する環境整備

基本施策2-2 子どもの安全な日常生活環境の整備

基本施策2-3 様々な子どもが健やかに育つ取組の推進

基本方向3 子どもの主体性を育む

子ども自身の主体性や自律性を育てていくため、子ども同士の交流や多様な経験、学びの機会の提供に努めます。

基本施策3-1 子どもの主体性を育む

基本施策3-2 子どもの意見表明の機会の提供

基本方向4 社会全体で支える

地域住民、事業者等が、様々な形で関わりながら、地域全体で子どもの育ちや子育てを支える環境の実現に取り組めます。

基本施策4-1 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進

基本施策4-2 事業者と連携した取組の推進

基本施策4-3 社会全体の意識啓発

4 プランの体系

<p>基本方向 1 子育てを支える</p> <p>基本施策 1 妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援 主要事業 1 妊産婦の健康支援の推進 主要事業 2 乳幼児の健康支援の推進 主要事業 3 子育て家庭を支える体制の充実</p> <p>基本施策 2 子育てに関する多様な不安を和らげるための支援 主要事業 1 相談支援体制の充実 主要事業 2 子育てに係る情報提供機能の充実</p> <p>基本施策 3 子育てに関する経済的支援 主要事業 1 各種保育サービスや就園及び就学に係る負担軽減策の充実 主要事業 2 子どもの医療費等の負担軽減策の充実 主要事業 3 子どもの家庭環境の安定に向けた支援</p> <p>基本施策 4 乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援 主要事業 1 教育・保育環境の充実 主要事業 2 保育の受皿の確保・各種保育サービスの充実</p> <p>基本施策 5 様々な家庭の状況に応じた支援の充実 主要事業 1 ひとり親家庭への支援 主要事業 2 児童虐待防止対策等の充実 主要事業 3 経済的困難を抱える家庭への支援</p>
<p>基本方向 2 子どもの育ちを支える</p> <p>基本施策 1 子どもの連続した育ちを保障する環境整備 主要事業 1 子どもの成長段階に応じた環境変化を円滑につなぐ連携の推進 主要事業 2 生きる力の育成に向けた学校の教育等の環境整備 主要事業 3 子どもの健全育成に資する取組の充実 主要事業 4 家庭と地域の教育力の向上</p> <p>基本施策 2 子どもの安全な日常生活環境の整備 主要事業 1 交通安全対策の推進 主要事業 2 少年犯罪の防止と犯罪等の被害から守るための活動の推進 主要事業 3 子どもの日常生活環境の整備</p> <p>基本施策 3 様々な子どもが健やかに育つ取組の推進 主要事業 1 障がいのある子ども、発達支援を要する子どもへの支援 主要事業 2 いじめや不登校などの悩みを抱える子どもへの支援</p>

基本方向3 子どもの主体性を育む	
基本施策1 子どもの主体性を育む	主要事業1 放課後の居場所づくり 主要事業2 子ども及び青少年活動の支援 主要事業3 多様な活動や遊び場の整備 主要事業4 自然体験や文化芸術活動等の参加機会の充実
基本施策2 子どもの意見表明の機会の提供	主要事業1 自らの考えを発信する機会の提供
基本方向4 社会全体で支える	
基本施策1 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進	主要事業1 地域におけるネットワークの形成 主要事業2 地域活動の担い手の拡大
基本施策2 事業者と連携した取組の推進	主要事業1 職場環境の整備 主要事業2 事業者と連携した取組の推進
基本施策3 社会全体の意識啓発	主要事業1 社会全体で子どもの育ちや子育てを支える意識の啓発 主要事業2 男女共同参画による子育ての促進

第3章 プランの内容

基本方向 1 子育てを支える

基本施策 1-1 妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援

(施策の概要)

妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて、妊産婦・乳幼児の各種相談に応じ、助言・保健指導を実施するほか、妊娠期より母子の身体的・精神的状態、生活環境、療育環境を継続的に把握し、必要な支援につなげ、さらに地域の様々な関係機関と連携を図ることで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない寄り添った支援を行い、包括的な支援体制の強化を図ります。

また、むし歯予防などの子どもの健康と発育を支援する取組のほか、新たな取組として産前産後の家事・育児支援の実施に向けて検討していきます。

(施策の展開)

主要事業 1 妊産婦の健康支援の推進

母子の健康の確保を図るため、妊娠届出者に母子健康手帳を交付するとともに、妊婦健康診査や産後うつ等の早期発見等を目的とした産婦健康診査の費用の一部助成をするなど、関係機関と連携を図りながら、妊娠期からの切れ目のない支援体制を強化します。

取組の内容	主な取組
健康状態や家庭環境の把握に努め、きめ細かな指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の交付 ・ふたご手帖の交付 ・家庭訪問の実施 ・子育て健康相談（育児相談、栄養相談、歯科相談等）の実施
妊娠中の異常を早期に発見し、医療や必要な支援につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査に係る健診費用の一部助成 ・妊産婦支援事業（育児支援ネットワークにおける医療機関との連携）
産婦の健康状態を把握し、早期に産後うつ病の予防など心身のケアを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・産婦健康診査に係る健診費用の一部助成 ・妊産婦支援事業（育児支援ネットワークにおける医療機関との連携）（再掲） ・助産師等による産後の心身のケア等を行う産後ケアの拡充

主要事業2 乳幼児の健康支援の推進

乳幼児の健康の保持・増進を図り、発育発達の確認、疾病等の早期発見・早期対応のための取組を行うとともに、医療機関や療育機関と連携して支援を行います。

取組の内容	主な取組
乳幼児の疾病等を早期に発見し、適切な指導や支援を行います。	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児健康診査・子育て健康相談（育児相談、栄養相談、歯科相談等）の実施（再掲）・家庭訪問の実施
医療機関や療育に係る関係機関等と連携し、子どもの心身の発育・発達への支援を行います。	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児健康診査における精密健康診査費用の助成・幼児健康相談（育児相談、栄養相談、歯科相談、心理相談等）の実施・親子教室の実施・子ども巡回相談の実施・予防接種の実施

主要事業3 子育て家庭を支える体制の充実

子どもを安心して生み、育てることができるよう、子育て中の家庭に対する支援を通じて子育てに関する多様な不安感の軽減を図ります。

取組の内容	主な取組
子どもの健康状況や家庭環境の把握に努め、育児不安に対する支援や母子の健康の保持増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・こんにちは赤ちゃん全戸訪問・子育て健康相談（育児相談、栄養相談、歯科相談等）の実施（再掲）
特に支援が必要な家庭に対して、指導、助言等を行います。	<ul style="list-style-type: none">・養育支援訪問事業・助産師等による産後の心身のケア等を行う産後ケアの拡充（再掲）
妊産婦の負担を軽減するための環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none">・産前・産後の家事、育児を支援するための環境整備

基本施策 1-2 子育てに関する多様な不安を和らげるための支援

(施策の概要)

ニーズ調査では、3割以上が子育てに関する不安を感じていると回答していることから、全ての子育て世帯において、子育てに関する不安を軽減し保護者が自己肯定感を持って子育てに向き合える環境の充実のため、関係部局が連携し、妊娠期の早い段階から対象者に寄り添って必要な支援を行うとともに、子どもの将来を見据えた助言等が行える相談支援体制の整備を進めていきます。

さらに、子育てに関する不安や悩みは多岐にわたり、深刻化する前に必要な支援につなげることや、子育ての孤立化を防ぐことが、児童虐待などの深刻な問題を未然に防ぐ重要な取組になります。また、市が実施する各種サービスや制度の認知度が低いことから、子育てに関する相談や情報提供などの支援が受けられる場などについて、必要な人に必要な情報を届けるための情報提供体制を整備します。

(施策の展開)

主要事業 1 相談支援体制の充実

きめ細かな相談対応や、迅速に必要な支援につなげる支援体制の充実を図ります。

取組の内容	主な取組
相談支援体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の確保及び資質向上 ・利便性向上に向けた体制強化 ・地域における関係機関、団体との連携強化 ・スクールソーシャルワーカーの配置拡大

主要事業 2 子育てに係る情報提供機能の充実

必要な人に必要な情報を届けるための情報提供体制を整備します。

取組の内容	主な取組
子育てに関する情報を集約し、様々な媒体で提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てガイドブックやホームページを活用した効果的な情報提供 ・地域子育て支援センター等、地域における情報発信機能の充実 ・ソーシャルネットワークサービスを活用した情報提供方法の確立
市の施策等について積極的な情報提供を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の施策についての広報の充実 ・教育委員会と連携した情報提供の充実

基本施策 1-3 子育てに関する経済的支援

(施策の概要)

ニーズ調査の結果では、就学前児童を持つ保護者の3割以上、小学校児童を持つ保護者の4割以上が「子育ての出費に負担感を感じている」と回答しており、5年前の調査よりその割合は上昇しています。

これまでも、子ども医療費の助成拡充や私立高校の入学時負担金の補助対象拡充など、子育てに関する経済的支援の充実に取り組んでおり、また、国の幼児教育・保育の無償化がスタートしたところですが、依然として子育てに係る経済的負担は重いものと考えられることから、支援策として市民のニーズが高い高校及び大学の進学費用や子どもの医療費の負担軽減策の拡充に向けた検討なども含めて、引き続き経済的負担の軽減策の充実に取り組めます。

(施策の展開)

主要事業 1 各種保育サービスや就園及び就学に係る負担軽減策の充実

仕事と子育ての両立を支援するための各種保育サービスや就園に関する負担軽減策の充実に取り組めます。また、教育費負担の軽減により、市民が等しくその能力に応じた教育を受ける機会の確保に努めます。

取組の内容	主な取組
保育や就園、就学に関する経済的負担の軽減策を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種負担軽減措置の実施 ・ 就学援助の実施 ・ 特別支援教育就学奨励費事業の実施 ・ 就学に必要な資金の貸付け ・ 給付型奨学金の支給

主要事業 2 子どもの医療費等の負担軽減策の充実

子どもの医療費等の負担軽減により、子どもの健やかな成長を支援します。

取組の内容	主な取組
子どもの医療費や出産時の費用負担の軽減策を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの医療費の負担軽減措置の実施 ・ 助産施設への入所

主要事業 3 子どもの家庭環境の安定に向けた支援

各種手当の支給等により、子どもの家庭環境の安定に向けて支援します。

取組の内容	主な取組
各種手当の支給等により、子どもの家庭環境の安定化に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種手当の支給 ・ 各種資金の貸付け ・ 不妊治療に係る助成

基本施策 1-4 乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援

(施策の概要)

子どもにとって生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である保育所や幼稚園などの乳幼児期の教育・保育環境の充実に向けた取組を行います。

また、保育所等の整備などにより年度当初における待機児童は解消したところですが、待機児童ゼロの維持及び潜在的な需要にも対応する取組や、子育て支援に係る各種サービスの提供により、保護者の仕事と子育ての両立支援を行います。

さらに、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴う新たな保育ニーズへの対応や、幼児教育・保育の質の向上に取り組むほか、市立保育所が担うべき役割や機能を整理し、今後の在り方について検討を進めます。

(施策の展開)

主要事業 1 教育・保育環境の充実

乳幼児期は、人格形成の基礎を養い、社会性を学ぶ貴重な時期であることから、保育環境の充実や質の向上に努めます。また、市立保育所の今後の在り方について検討を進めます。

取組の内容	主な取組
子どもの日常生活の場である保育所、認定こども園、幼稚園等における教育・保育環境を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育環境の充実 ・保育士や幼稚園教諭等に対する研修支援 ・保育従事者の確保
市立保育所の役割や機能を整理します。	<ul style="list-style-type: none"> ・公立としての役割や機能の整理 ・新旭川保育所と近文保育所の施設の在り方検討

主要事業 2 保育の受皿の確保・各種保育サービスの充実

保護者の仕事と子育ての両立支援に向け、多様化する保育ニーズへの対応に努めます。

取組の内容	主な取組
既存施設を活用し、子どもを預けられる場所を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園に対する認定こども園への移行支援 ・保育従事者の確保
各種保育サービス等の提供により、保護者の多様な就労形態やニーズに対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援保育の実施 ・預かり保育の実施 ・延長保育の実施 ・休日保育の実施 ・病児・病後児保育の実施

基本施策 1-5 様々な家庭の状況に応じた支援の充実

(施策の概要)

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備と教育の機会均等を図ることを目的に「子供の貧困対策の推進に関する法律」を制定し、子どもの貧困対策を推進しており、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下、総合的な取組として様々な家庭の状況に応じた支援を行っていく必要があります。

例えば、本市においてもひとり親家庭に対する各種支援施策を行っていますが、国の調査では、ひとり親家庭は就業率が8割超であるにもかかわらず、子どもの貧困率はふたり親家庭の2倍以上という結果が出ていることから、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を含めたひとり親家庭への支援の充実を図っていきます。

また、近年、児童虐待による痛ましい事件の増加が大きな社会問題となっており、市町村の責務である身近な場所における支援業務についても、増加する相談にきめ細かく対応していくための体制強化や、関係機関等との情報共有の徹底、育児不安を抱える家庭への支援及び児童虐待防止の意識啓発などに取り組んでいきます。

さらに、経済的困難を抱える家庭への支援として、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業や児童養護施設入所児童等に対する支援などを実施します。

(施策の展開)

主要事業 1 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対する経済的支援、生活支援、保護者の就業支援及び養育費確保支援について、確実な実施と充実を図ります。

取組の内容	主な取組
医療費の負担軽減や手当の支給を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の子ども及び保護者に係る医療費の負担軽減措置の実施 ・各種手当の支給
家庭での子育てや生活を支援するサービスを充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの一時預かり ・支援員の派遣による家事援助等の実施
子どもの学習機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の実施
相談支援体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談業務の充実
資格や技能取得に係る費用の軽減策を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金及び貸付けの実施
就業に関する相談や講習会などを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施
養育費の取決め等に関する相談支援体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費に関する相談機能の充実 ・相談員の資質向上

主要事業2 児童虐待防止対策等の充実

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の防止について発生予防から支援・対応を関係機関と連携しながら行います。

取組の内容	主な取組
妊娠期からの切れ目のない支援により児童虐待の発生予防を行います。	・切れ目のない支援のための体制強化の検討
児童虐待の防止と、発生時の迅速な対応と支援に努めます。	・市立児童相談所の設置 ・関係機関の間で情報を共有し、適切な連携の下で対応

主要事業3 経済的困難を抱える家庭への支援

仕事や生活にまつわる経済的な悩みなどでお困りの方への相談対応や給付金支給などの支援、児童養護施設入所児童等の新たな生活への支援を実施します。

取組の内容	主な取組
働きたくても働けない方、経済的に困窮している方に対して支援します。	・自立相談支援事業の実施 ・住居確保給付等事業の実施 ・一時生活支援事業の実施
児童養護施設入所児及び委託児童の経済的負担を軽減します。	・児童養護施設入所児及び委託児童への進学、就職支度金の支給

基本方向2 子どもの育ちを支える

基本施策2-1 子どもの連続した育ちを保障する環境整備

(施策の概要)

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期ですが、幼稚園や保育所等の教育・保育環境から小学校の学習・生活環境への円滑な接続を図るための取組も重要であり、小学校・中学校の連携や思春期における健全育成に資する取組なども含めて、子どもの連続した育ちを保障する環境整備に取り組みます。

また、自ら学び自ら考える力などの生きる力を育む教育環境の充実、親子関係や子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する親の学習機会の推進や地域ぐるみの学習活動などの施策を推進します。

(施策の展開)

主要事業1 子どもの成長段階に応じた環境変化を円滑につなぐ連携の推進

幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校へと円滑に接続するため、各機関の連携を推進します。

取組の内容	主な取組
幼稚園や保育所等と小学校が連携し、スムーズに小学校生活がスタートできるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児と児童との交流機会の提供 ・幼稚園教諭や保育士等と小学校の教職員との交流・連携支援 ・アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの充実
小中連携・一貫教育の取組の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間を見通した教育活動の推進

主要事業2 生きる力の育成に向けた学校の教育等の環境整備

確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力の育成に向けた環境づくりに努めます。

取組の内容	主な取組
確かな学力を育成する教育の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数学級編制の実施 ・オンラインサービスを利用した学習支援システムの活用 ・教員の指導力向上を図る取組の推進
豊かな心、健やかな体を育む教育の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育、部活動、体験活動の充実 ・体力の向上や健康の保持増進に関する教員の指導力を高める取組の推進

施設や教育教材の整備により、児童生徒が安全で安心して学ぶことができる環境の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校施設の整備 ・教材及び設備の整備 ・教職員研修の支援
---	---

主要事業3 子どもの健全育成に資する取組の充実

子どもが、心身ともに健康に過ごせる環境づくりに取り組みます。

また、次世代の親の在り方の視点から、命の大切さを学ぶ機会の充実に努めます。

取組の内容	主な取組
子どもに対して健康や社会のルールについての正しい知識の理解促進を図り、自ら健康を管理する能力を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健の充実 ・道徳教育の充実（再掲） ・飲酒・喫煙や性感染症等についての情報の提供と防止に向けた啓発活動
親や学校など関係者が子どもの持つストレスを理解し、相談しやすい環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における相談体制の充実 ・スクールカウンセラーの活用
命の尊さを感じる感受性や想像力を育む機会の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児、妊婦等との触れ合い体験事業の実施

主要事業4 家庭と地域の教育力の向上

家庭や地域が教育の場としての機能を発揮できる環境づくりを推進します。

取組の内容	主な取組
家庭教育に関する情報提供や講座等により家庭教育学習支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育に関する情報の収集及び提供 ・家庭教育講座の充実 ・家庭教育学習団体の育成、支援
子どもの成長段階に応じた食育について親に対して理解促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長段階に応じた食育について学ぶ機会の充実
地域ぐるみでの教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域・学校が連携したコミュニティ・スクールの推進

基本施策 2-2 子どもの安全な日常生活環境の整備

(施策の概要)

子どもを交通事故から守るため、警察、学校、幼稚園、保育所等の関係団体との連携・協力体制を図り、交通安全教育の徹底などの交通事故防止対策に取り組みます。

また、防犯などの様々な危険に対する啓発活動や通学路等の安全対策などにより子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進や、非行少年等の立ち直り支援のほか、子育て世帯に適した住環境の整備、妊婦や親子連れで利用しやすい日常生活環境の整備を進めます。

(施策の展開)

主要事業 1 交通安全対策の推進

子ども自身が交通安全について学ぶとともに、大人も子ども特有の行動等を理解し、子どもに係る交通事故の防止を徹底します。また、歩道や交通安全標識、スクールゾーンなどを整備し、安全な道路環境づくりに取り組みます。

取組の内容	主な取組
交通安全について、学ぶ機会の充実や意識啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児や小中学生に対する交通安全教室の実施 ・ 高校生及び運転手に対する交通安全意識の啓発
安全な道路環境づくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールゾーンの整備、キッズ・ゾーンの設定 ・ 交通安全施設の整備

主要事業 2 少年犯罪の防止と犯罪等の被害から守るための活動の推進

子ども自身が身の回りの危険を正しく理解するとともに、地域全体が子どもを見守る意識を持ち、子どもの安全な生活環境の実現に取り組みます。また、警察等と連携し、子どもを取り巻く社会環境の健全化に取り組みます。

取組の内容	主な取組
地域と連携し、子どもを犯罪から守るとともに非行の防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区市民委員会の活動支援 ・ 街頭補導活動、各種パトロール活動の実施 ・ 子どもの緊急避難場所の設置
警察等と連携し、子どもを取り巻く社会環境の健全化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非行少年等に対する立ち直り支援、居場所づくり ・ 社会環境の健全化に係る各種取組

主要事業 3 子どもの日常生活環境の整備

子育てに配慮した市営住宅の整備や乳幼児連れの親子が利用しやすい環境づくりに取り組みます。

取組の内容	主な取組
子育てに配慮した住環境の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てに配慮した市営住宅の整備
妊婦や親子連れで利用しやすい日常生活環境の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種公園や緑地の整備 ・ 妊婦や親子連れで利用しやすい店舗の普及促進

基本施策 2-3 様々な子どもが健やかに育つ取組の推進

(施策の概要)

障がいのある子どもや発達に関して支援を要する子どもに、他の子どもも含めた集団の中での育ちが保障されるよう乳幼児期からの継続的な支援を行うとともに、医療的ケアが必要な子どもが安心して必要な支援を受けるための関係機関との連携など、多様なニーズに応じた相談、支援体制の充実に努めます。

また、インターネットを通じて行われるものを含むいじめの未然防止・早期対応等の取組を一層充実するとともに、不登校の児童生徒の学校復帰に向けて、学校と旭川市適応指導教室及びスクールカウンセラーの連携により継続して支援するほか、旭川市適応指導教室における個別の支援やオンラインサービスを活用した学習支援の充実により、不登校の児童生徒に対するきめ細かな支援に取り組みます。

さらに、児童生徒の行動の背景には、児童生徒を取り巻く家庭環境や地域社会、友人関係、児童生徒の個別の課題が複雑に絡み合っている場合が見られるため、そのサポートの一つとしてスクールソーシャルワーカーが相談支援を行います。

(施策の展開)

主要事業 1 障がいのある子ども、発達支援を要する子どもへの支援

子どもの心身の状況や希望に応じた指導や療育、保育、教育が受けられる体制の充実に努めるとともに、経済的な支援や日常生活の支援により、子どもの日常生活環境の安定に努めます。

取組の内容	主な取組
障がいのある子どもに関する相談支援や経済的支援により、生活環境の安定を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種手当等の支給 ・日常生活に係る支援 ・地域での自立生活及び社会参加の促進
発達支援を要する子どもの早期発見から、子どもの心身の状況や本人及び家族の希望に応じた指導や療育、保育、教育が受けられる環境まで、総合的に対応できる体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長段階に応じた相談・支援体制の充実 ・子どもや保護者の多様なニーズに沿った支援体制の充実 ・保育所等における受入れ拡大 ・特別支援教育の充実 ・特別支援教育に関する研修の機会の提供 ・個別事業間や関係機関との連携強化 ・要支援児に係る保護者の理解を求めるための取組
医療的ケアが必要な子どもが安心して必要な支援を受けるために、総合的な支援体制構築を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による連携を図るための体制整備構築 ・保育所等における受入れ拡大

主要事業2 いじめや不登校などの悩みを抱える子どもへの支援

いじめや不登校などの様々な問題の解決に向け、学校・家族・関係機関等との連携に加え、それぞれの状況に応じて福祉や医療と連携を図りながら心のケアや育成に努めます。

取組の内容	主な取組
いじめの未然防止・早期対応等のための体制整備に取り組めます。	・ いじめ防止基本方針に基づく連絡協議会や対策委員会の開催
不登校児童生徒への支援の充実に取り組めます。	・ 適応指導教室における支援 ・ オンラインサービスを活用した学習支援の充実
悩みを抱える子どもや親の心に寄り添い、支援を行います。	・ 家庭児童相談などの各種相談の実施 ・ スクールカウンセラーの活用（再掲）
スクールソーシャルワーカーによる相談支援体制の強化を図ります。	・ スクールソーシャルワーカーの配置拡大（再掲）

基本方向3 子どもの主体性を育む

基本施策3-1 子どもの主体性を育む

(施策の概要)

子どもの主体性や自律性の育成は、人格の形成や自己実現を目指す上で核となるものであり、人間関係や社会参画の基盤となる重要な要素でもあります。

このため、学校教育以外にも子ども自身の主体性や自律性を育むことを目的とした、子ども同士の交流や多様な経験、学びの機会の提供のための放課後における子どもの居場所や多様な活動ができる場の充実に取り組みます。

(施策の展開)

主要事業1 放課後の居場所づくり

身近な場所で、子どもが多様な活動をする事ができる場の確保に取り組みます。

取組の内容	主な取組
集団の中で社会性を学びながら主体的に活動できる場の確保に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none">・児童館等の運営・放課後児童健全育成事業の充実・関係部局と連携した、新・放課後子ども総合プランの推進に関する手法等の検討

主要事業2 子ども及び青少年活動の支援

子ども及び青年によって構成される団体活動への支援により、子ども同士の交流、多様な経験及び学びの機会の充実に努めます。

取組の内容	主な取組
子ども及び青年によって構成される団体活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none">・各種団体活動の支援
異年齢の子どもや青年との交流機会の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none">・各種団体のネットワーク化・北彩都子ども活動センターの運営

主要事業3 多様な活動や遊び場の整備

多様な活動や子どもたちの遊び場の充実により、子どもの個性や創造性を伸ばすことができる環境づくりを推進します。

取組の内容	主な取組
体を使った遊びを通じて、創意工夫や子ども同士の交流などを体験し、学ぶための場を提供します。	<ul style="list-style-type: none">・こども向け屋内遊戯場（もりもりパーク）の運営・カムイの杜公園（わくわくエッグ）の運営
想像する楽しみを感じるとともに自ら考え表現する能力や豊かな想像力を養うため、子どもの読書活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none">・学校図書館図書整備、学校司書の配置・読書講演会、絵本講座などの開催
子どもが参加できる各種事業など、子ども向けの情報提供の内容等を充実します。	<ul style="list-style-type: none">・小中高校生向けホームページ等の作成・児童館等地域の拠点施設における情報提供の充実

主要事業4 自然体験や文化芸術活動等の参加機会の充実

自然環境の中での活動や文化芸術活動等の参加機会の充実により、心身の健全な育成を図ります。

取組の内容	主な取組
自然環境の中での各種体験事業の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none">・科学館における自然体験学習の実施・子ども農業体験塾の実施・スキー場あそび体験事業の実施
子どもたちが文化芸術活動を行いやすい環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none">・伝統文化体験事業の実施・北海道音楽大行進の開催・彫刻美術館各種事業活動の実施・博物館におけるアイヌ文化や郷土について学ぶ機会の充実・親子や家族のつながりを深める交流活動の推進

基本施策 3-2 子どもの意見表明の機会の提供

(施策の概要)

一人ひとりの子どもが、健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担っていくためには、社会の様々な分野における構成員と相互に協力しながら、一体的な支援に取り組むことが求められます。

そのため、家庭・地域・学校等において、自らの意見を発言し、他者の意見を聴くことを学ぶ機会を確保するとともに、子ども自身の主体的な参加の下、様々な取組において子どもの声を尊重することができるよう支援します。

(施策の展開)

主要事業 1 自らの考えを発信する機会の提供

将来の夢や希望を実現するため、自らの思考力や行動力を高め、子どもの自主性や主体性を伸ばすことを目指した取組を進めます。

取組の内容	主な取組
自らの意見を発言するとともに他者の意見を聴くことを学ぶ機会の提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none">・子どもや青年による団体活動の支援・子どもたちで構成する会議の設置運営
自己の成長を振り返り、将来を意識するきっかけづくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none">・子どもの夢や希望を応援する取組の実施・学校と連携した関連事業の実施

基本方向 4 社会全体で支える

基本施策 4-1 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進

(施策の概要)

地域社会は、家庭や学校等と異なる人間関係や様々な体験の提供を通じて、子どもの健やかな成長に重要な役割を有しています。地域における見守りや健全育成の機能を発揮させるため、地域住民やボランティア団体等が子どもの育成支援を支える担い手として活躍する共助の取組を促進します。

また、市全体から、隣近所で行われる小さな地域まで、それぞれに応じた機能や役割が発揮されるよう、地域住民が主体となった組織や関係機関などと連携し、地域のネットワークを生かしながら、子育てを地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。

(施策の展開)

主要事業 1 地域におけるネットワークの形成

地域における子どもの育ちや子育てを支える拠点施設を活用し、地域の子育てを支える関係団体等とのネットワークを構築し、協働しながら施策を進めます。

取組の内容	主な取組
関係機関との連携強化を図り、地域におけるネットワークづくりに取り組みます。	市圏域（市全体の規模） ・子ども総合相談センターの運営 ・北彩都子ども活動センターの運営 ・児童相談所等の関係機関との連携、要保護児童対策地域協議会などによる情報共有
	中圏域（市圏域と小圏域の間の規模） ・地域子育て支援センターの運営 ・児童センターの運営 ・家庭・地域・学校が連携したコミュニティ・スクールの推進（再掲） ・子ども食堂や学習支援など、子どもの居場所づくりの活動支援
	小圏域（町内会や近隣の規模） ・民生児童委員やボランティアによる見守りなど、日常の活動や交流に基づく互助関係の構築
地域における子育て支援活動の充実に努めます。	・子育てサロン、育児サークルの活動支援

主要事業2 地域活動の担い手の拡大

子どもが地域とのつながりをもち安心して暮らせるよう、市民団体等が中心となって実施している地域での子どもの居場所づくりの取組など、これに関わる地域活動の担い手の拡大を図ります。

取組の内容	主な取組
子どもの居場所づくりを推進します。	・子ども食堂や学習支援など、子どもの居場所づくりの活動支援（再掲）
大人が子どもと関わる機会の充実を図り、子どもの育ちについての意識の向上を図ります。	・世代ごとの特性を踏まえた地域における大人と子どもが参加する事業等の支援 ・各種講演会や研修事業の実施
関連事業の実施を通じ、地域活動の担い手の拡大に努めます。	・ファミリーサポートセンター事業、緊急さぼねっ と事業の実施 ・青少年団体の活動支援

基本施策 4-2 事業者と連携した取組の推進

(施策の概要)

子育て中の家庭にとって、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性は高まっており、子どもを産み育てることを希望している方が、その希望をかなえられるような働き方が望まれています。

若年者の就労については、ここ数年の求人倍率の上昇に伴い、平成30年度における新規高校卒業者の就職内定率（ハローワーク旭川の管内）は、99.7%と高い数値を示していますが、その一方で、道内の就職して3年経過後の離職率をみると、およそ2人に1人が早期に離職する状況であるため、企業見学会や職業相談などの就労支援に取り組みます。

また、親子で外出しやすい環境づくりや、子どもの職業体験の受入れなど、事業者と連携した取組も進めていきます。

(施策の展開)

主要事業 1 職場環境の整備

事業者に対して、子育てに配慮した労働環境の整備に向けた制度・意識の普及啓発に努め、仕事と子育ての両立を推進します。また、若年者の就労に係る基礎能力の向上を支援します。

取組の内容	主な取組
制度の普及啓発に努めるとともに、その取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てに配慮した労働形態の普及啓発 ・ 子育てに配慮した労働環境に取り組む事業者に対する優遇制度の実施
職業理解を深めるとともに、就職が円滑に進むよう若年者の能力向上を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業見学会・説明会等の開催 ・ 能力向上に資する講座等の実施

主要事業 2 事業者と連携した取組の推進

事業者と連携し、子どもの育ちを支えるための体験事業の実施や、妊婦や乳幼児連れの親子が外出しやすい環境づくりを推進します。

取組の内容	主な取組
子ども向けの体験事業等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども向けの体験事業等の実施
妊婦や乳幼児連れ親子が外出しやすい環境づくりに向けた具体的な取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授乳やおむつ替えスペースの提供 ・ 企業等と連携した子育て応援に関する取組 ・ 親子向けの施設・店舗の情報提供
企業等と連携して結婚支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚支援活動の促進

基本施策 4-3 社会全体の意識啓発

(施策の概要)

将来のまちづくりの担い手である子どもたちが健やかに育つ環境づくりや、子どもの権利の保障について、市民一人ひとりがその理解を深めることができるよう、社会全体の意識啓発を行います。

また、「労働力調査」(総務省統計局)によると、近年は、女性の就業者数及び就業率が上昇しており、仕事と子育てとの両立のために、今まで以上に男女の協力が重要となるため、男女共同参画の実現を目指した取組を進めていきます。

(施策の展開)

主要事業 1 社会全体で子どもの育ちや子育てを支える意識の啓発

子どもの主張を尊重するとともに、子どもを大切に育てる社会をつくるため、子どもの権利に関する普及啓発を行い、健やかな成長を支える環境づくりを推進します。

取組の内容	主な取組
子どものために望ましい環境となることを意識し、行動できる社会の実現に向けて取り組みます。	<ul style="list-style-type: none">旭川市子ども条例や、児童の権利に関する条約の普及啓発子どもや子育て支援に係る出前講座等の実施

主要事業 2 男女共同参画による子育ての促進

男女共同参画社会の推進に向けて、子育てや仕事と家庭の両立など、男女が協力して子育てを行うことの大切さについて、普及啓発に取り組みます。

取組の内容	主な取組
男性も育児休業等を利用しやすい職場環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none">ワーク・ライフ・バランスを推進する企業の支援
家事や育児について、男性の積極的な関わりを推進します。	<ul style="list-style-type: none">企業等への研修会や出前講座による意識啓発の実施

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の提供体制

1 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画において、国が定める基本指針に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」の内容及び実施時期（以下「整備目標事業量等」という。）について定めることとされています。

そのため、第4章において、令和2年度から令和6年度までの間における本市の取組内容について整理します。

2 本市の状況

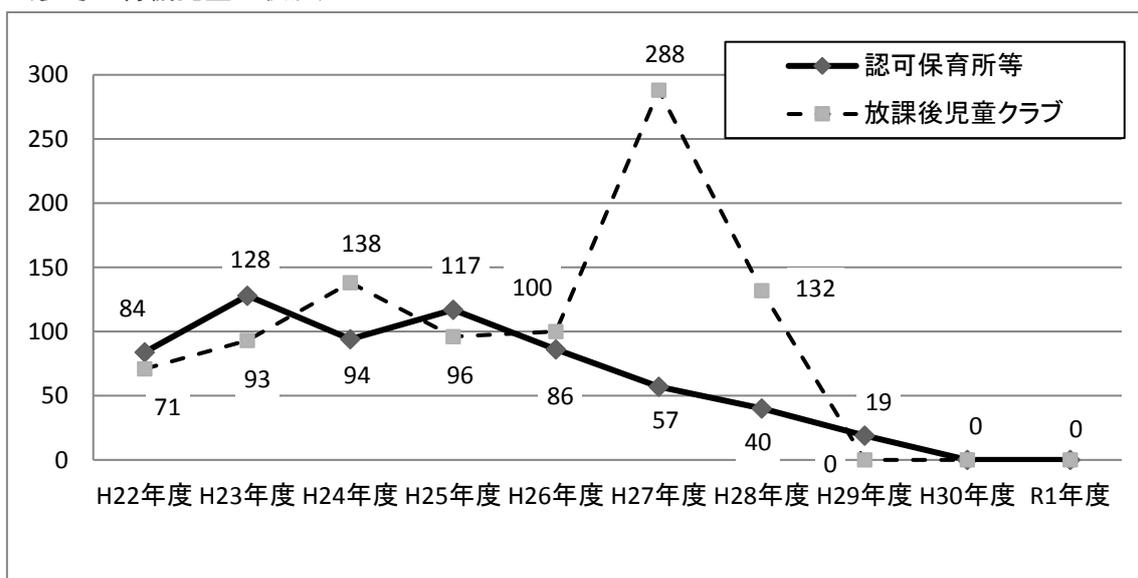
(1) 取組の方向性

本市は、平成27年度から令和元年度までの期間、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、整備目標事業量等を設定して関連事業の充実に努めてきました。

本市の就学前児童数は減少傾向にありますが、保育ニーズが高く、認可保育所等の待機児童の解消に向けて、認可保育所の増改築や幼稚園における取組、認可外保育施設から認可保育所・認定こども園への移行など、既存施設を活用しながら受皿確保を進めており、平成30年度に待機児童ゼロを達成しました。また、放課後児童クラブについても、小学校の余裕教室などを活用しながら整備を進め、平成29年度に待機児童ゼロを達成しています。

今後も、子育て支援に係る国の動向や社会情勢に留意しながら、必要とするニーズに対応した施設整備を継続するとともに、保育人材の安定的な確保を目的とした支援に取り組みます。

(参考 待機児童の状況)



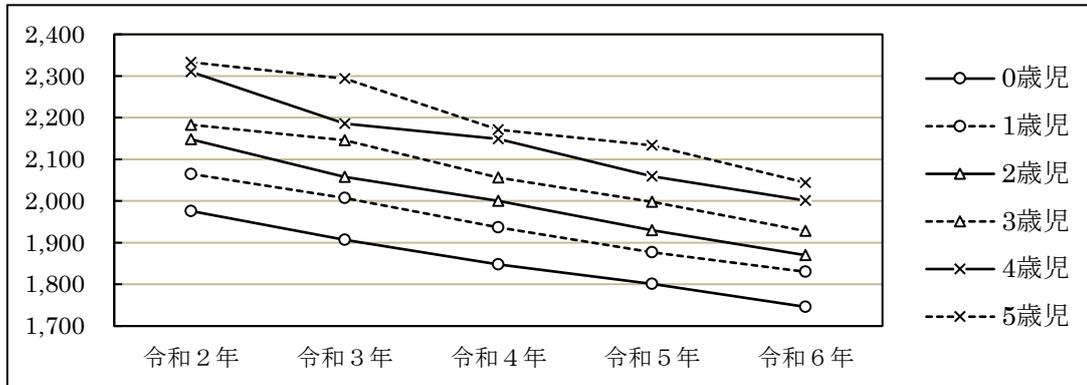
※ 認可保育所等：各年度4月1日、放課後児童クラブ：各年度5月1日

(2) 人口推計の状況

人口推計は、コーホート変化率法により、直近5か年度（平成26年度から平成30年度）の住民基本台帳の数値を基に試算しています。

① 就学前児童（0歳～5歳）※各年4月1日現在

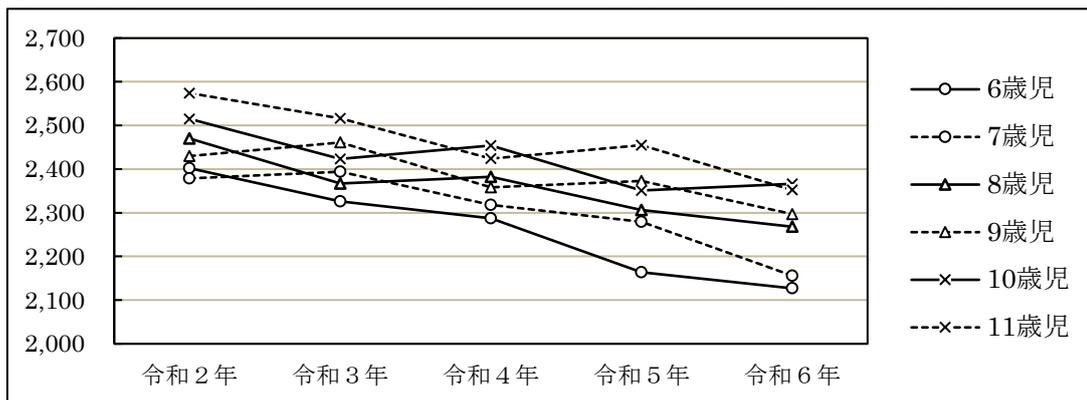
（単位：人）



	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
令和2年	1,976	2,065	2,148	2,183	2,310	2,333
令和3年	1,907	2,007	2,058	2,146	2,186	2,294
令和4年	1,848	1,937	2,000	2,056	2,149	2,171
令和5年	1,801	1,877	1,930	1,998	2,059	2,134
令和6年	1,746	1,830	1,870	1,928	2,001	2,044

② 小学校児童（6歳(小1)～11歳(小6)）※各年4月1日現在

（単位：人）



	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児
令和2年	2,402	2,379	2,470	2,430	2,515	2,574
令和3年	2,326	2,394	2,367	2,461	2,423	2,516
令和4年	2,287	2,318	2,382	2,358	2,454	2,424
令和5年	2,164	2,279	2,306	2,373	2,351	2,455
令和6年	2,127	2,156	2,268	2,297	2,366	2,352

3 量の見込み及び確保方策の設定について

(1) 量の見込みについて

「量の見込み」とは、子ども・子育てに関する事業（施設やサービスの利用）が、どれだけ必要とされているかを示す見込みの数値であり、事業の「需要量」を指します。

ア ニーズ量の算定

平成30年度に実施したニーズ調査の結果を基に、国の手引を用いて算定しています。

$$\boxed{\text{子どもの推計人口}} \times \boxed{\text{家庭類型}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{ニーズ量}}$$

○ 家庭類型について

現在の生活状況や、今後の就労見込みから、次の6つの類型（A～F）に分類します。

A：ひとり親の家庭	D：専業主婦（夫）の家庭
B：フルタイム×フルタイムの家庭	E：パートタイム×パートタイムの家庭
C：フルタイム×パートタイムの家庭	F：無業×無業の家庭

○ 利用意向率について

対象となる家庭類型において、事業ごとに利用を希望する割合を算定します。

イ 量の見込みの算定

量の見込みは、アによるニーズ量を基本とします。

ただし、ニーズ量と利用実績に大きな乖離が生じる事業は、その事業の特性などを勘案し、必要に応じて適正な数値の補正を行い、量の見込みとしています。

(2) 確保方策について

「確保方策」とは、子ども・子育てに関する事業について、どれだけ提供するかを示す見込みの数値であり、事業の「供給量」を指します。

量の見込みに対して過不足が生じないように留意し、現在の提供体制を踏まえた適切な確保内容及び実施時期を設定しています。

4 全市における量の見込み及び確保方策

国の基本指針により、本計画に規定することが義務付けられている項目のほか、本市の子育て環境等を踏まえ、市独自に整備目標事業量等を設定する項目を設けます。

○ 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

対象事業		対象児童年齢	
1	1号 認定	幼稚園等で教育を希望するもの (幼稚園, 認定こども園)	3～5歳
	2号 認定	保育の必要性があり教育を希望するもの (幼稚園, 認定こども園)	3～5歳
		保育の必要性があるもの(保育所, 認定こども園)	3～5歳
	3号 認定	保育の必要性があるもの (保育所, 認定こども園, 特定地域型保育事業)	0歳, 1～2歳
2	時間外保育事業	0～5歳	
3	放課後児童健全育成事業 ※	小学1～6年生	
4	子育て短期支援事業(ショートステイ, トワイライトステイ)	0～5歳	
5	地域子育て支援拠点事業	0～5歳	
6	一時預かり事業 ・幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳	
		1～5歳	
7	病児保育事業	0歳～小学3年生	
8	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)	小学1～6年生	
9	利用者支援事業	0～5歳	
10	乳児家庭全戸訪問事業	—	
11	妊婦健康診査事業	—	
12	養育支援訪問事業	—	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	

※ 放課後児童健全育成事業に関連する取組として、放課後子供教室を合わせて整理する。

○ 市独自で設定する項目

対象事業		対象事業年齢
14	休日保育事業	0～5歳
15	特別支援保育事業	3～5歳

(1) 平日日中の教育及び保育

教育施設である幼稚園や、教育と保育の機能を併せ持つ認定こども園、保育施設である保育所及び地域型保育など、平日日中の通園・通所に関する事業です。

(全市の状況)

待機児童数 (各4月1日)	H27	H28	H29	H30	H31
		57	40	19	0
●地区内にある施設の状況(平成31年4月1日現在、幼稚園は令和元年5月1日現在)					
施設の種別	施設数	定員	利用児童数	定員充足率	
認可保育所	38	2,954	3,034	102.7	
幼保連携型認定こども園	14	1,516	1,487	98.1	
保育所型認定こども園	19	1,961	1,878	95.8	
幼稚園型認定こども園	2	220	168	76.4	
幼稚園(施設型給付)	17	1,845	1,677	90.9	
特定教育・保育施設 計	90	8,496	8,244	97.0	
小規模保育事業	19	323	254	78.6	
事業所内保育事業	3	47	37	78.7	
特定地域型保育事業 計	22	370	291	78.6	
確認を受けない幼稚園	8	1,245	746	59.9	
認可外保育施設 (事業所内保育施設及び地域保育所を除く。)	11	273	164	60.1	
企業主導型保育事業	5	48	27	56.3	
合計	136	10,432	9,472	90.8	

(全市における量の見込み及び確保方策)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳	
量の見込み①	2,031	852	3,565	747	2,370	1,973	829	3,460	728	2,324	1,898	798	3,329	718	2,281	
確保内容	特定教育・保育施設	2,683	0	3,460	647	1,937	2,692	0	3,466	655	1,943	2,692	0	3,466	655	1,943
	特定地域型保育事業	0	0	0	85	285	0	0	85	285	0	0	0	85	285	
	小計②	2,683	0	3,460	732	2,222	2,692	0	3,466	740	2,228	2,692	0	3,466	740	2,228
	確認を受けない幼稚園	750	0	0	0	0	750	0	0	0	0	750	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	141	26	96	0	0	141	26	96	0	0	141	26	96
	企業主導型保育事業	0	0	39	8	25	0	0	39	8	25	0	0	39	8	25
合計③		3,433	3,640	766	2,343		3,442	3,646	774	2,349		3,442	3,646	774	2,349	
過不足(②-①)	652	▲ 852	▲ 105	▲ 15	▲ 148	719	▲ 829	6	12	▲ 96	794	▲ 798	137	22	▲ 53	
過不足(③-①)		550	75	19	▲ 27		640	186	46	25		746	317	56	68	
参考	弾力的運用対応分 (②×2%)	-	-	69	15	44	-	-	69	15	45	-	-	69	15	45
	合計④		3,433	3,709	781	2,387		3,442	3,715	789	2,394		3,442	3,715	789	2,394
	過不足(④-①)		550	144	34	17		640	255	61	70		746	386	71	113

区分	令和5年度					令和6年度					令和2～6年度の確保内容				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳
量の見込み①	1,844	774	3,235	708	2,239	1,778	747	3,120	697	2,208					
確保内容	特定教育・保育施設	2,692	0	3,466	655	1,943	2,692	0	3,466	655	1,943	▲ 285			
	特定地域型保育事業	0	0	0	85	285	0	0	85	285	20				
	小計②	2,692	0	3,466	740	2,228	2,692	0	3,466	740	2,228	22			
	確認を受けない幼稚園	750	0	0	0	0	750	0	0	0	0	22			
	認可外保育施設	0	0	141	26	96	0	0	141	26	96				
	企業主導型保育事業	0	0	39	8	25	0	0	39	8	25				
合計③		3,442	3,646	774	2,349		3,442	3,646	774	2,349					
過不足(②-①)	848	▲ 774	231	32	▲ 11	914	▲ 747	346	43	20					
過不足(③-①)		824	411	66	110		917	526	77	141					
参考	弾力的運用対応分 (②×2%)	-	-	69	15	45	-	-	69	15	45				
	合計④		3,442	3,715	789	2,394		3,442	3,715	789	2,394				
	過不足(④-①)		824	480	81	155		917	595	92	186				

◆取組の内容

年度	定員増	内訳
令和2年度	1号 294人減 2,3号 44人	【認可保育所】定員増1, 増築1(2,3号20人増) 【認定こども園】増築(保育所から保育所型)1(1号6人増, 2,3号10人増) 【幼稚園】特定教育・保育施設(施設型給付)に移行2(1号125人減) 【確認を受けない幼稚園】令和2年度から休園1(1号175人減) 【企業主導型】認可外から移行1, 新設1(2,3号14人増)
令和3年度	1号 9人 2,3号 20人	【認定こども園】増改築(保育所から保育所型)1, 増改築1(1号9人増, 2,3号20人増)

(注)

- ・「取組の内容」は、当該年度の4月1日時点における前年度からの変更内容を記載している。
- また、整備箇所及び定員数等は、毎年度の予算編成、定員減の届出等により変動する可能性がある。
- ・参考欄の弾力的運用対応分は、認定保育所定員数の102%で受け入れる場合の増加人数を記載している。

(2) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間等により、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を行う事業です。

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み (1日当たり利用者数)	159	155	151	148	144
②確保方策(定員数)	332	332	332	332	332
過不足(②-①)	173	177	181	184	188
【確保方策の考え方】 現在の定員数で量の見込みの確保が可能であり、今後も継続して事業を進めます。					

(3) - 1 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などを利用し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①量の見込み (1日当たり利用者数)	3,187	3,140	3,086	2,987	2,900	
内 訳	小学1年生	1,175	1,140	1,120	1,060	1,043
	小学2年生	1,022	1,026	997	978	926
	小学3年生	567	543	548	529	521
	小学4年生	282	286	274	275	267
	小学5年生	95	95	96	93	92
	小学6年生	46	50	51	52	51
②確保方策(定員数)	3,547	3,499	3,448	3,350	3,266	
内 訳	公設(定員数)	3,074	3,026	2,975	2,877	2,793
	民設(定員数)	473	473	473	473	473
過不足(②-①)	360	359	362	363	366	
【確保方策の考え方】 令和3年度から量の減少が見込まれますが、小学校区ごとの待機児童等の状況を踏まえながら、提供体制の確保を図ります。						

(3) - 2 放課後子供教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、児童の安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組むことにより、児童の社会性や自主性、創造性等の豊かな人間性をかん養するとともに、地域の活性化や教育力の向上を図る事業です。

(単位：箇所)

	現状 (R1 年度)	目標 (R5 年度)
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室 (実施箇所数)	0	3
【実施の方向性】 <ul style="list-style-type: none"> ・一体型の実施について、関係部局間で連携を図りながら検討します。 ・単独型の実施について、令和元年度から開始した3箇所を含め、地域ニーズを踏まえながら検討します。 		

◎ 国の「新・放課後子ども総合プラン」の推進に向け、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室について、次のとおり取り組みます。

項目	取組
放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	放課後児童クラブと放課後子供教室の双方が連携し、児童の安全な移動を確保する。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	福祉部局と教育委員会が連携を図りながら、学校と協議し、余裕教室の活用や学校施設の一時的な利用を進める。
放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	関係各課による連絡会議や、必要に応じて、総合教育会議、子育て支援会議等を活用し、放課後児童対策に関する協議・情報交換を行う。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	各事業の従事者・参画者に対する研修の実施等により、特別な配慮を必要とする児童に対する理解を深める。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に関する取組	利用ニーズ等を踏まえながら、実施の可能性について検討する。
各放課後児童クラブが放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	提供するプログラムの充実や支援員の専門性の向上に関する取組を進める。
各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進するための方策	市のホームページや広報誌のほか、地域との交流等を通じて周知を進める。

(4) 子育て短期支援事業

ア ショートステイ

保護者の病気や出産、出張などの事由により、一時的に家庭での養育が困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業です。

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み (1日当たり利用者数)	1	1	1	1	1
②確保方策(定員数)	2	2	2	2	2
過不足(②-①)	1	1	1	1	1
【確保方策の考え方】 現在の定員数で量の見込みの確保が可能であり、今後も継続して事業を進めます。					

イ トワイライトステイ

保護者の急な仕事などの事由により、夜間又は休日に家庭での養育が困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業です。

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み (1日当たり利用者数)	1	1	1	1	1
②確保方策(定員数)	2	2	2	2	2
過不足(②-①)	1	1	1	1	1
【確保方策の考え方】 現在の定員数で量の見込みの確保が可能であり、今後も継続して事業を進めます。					

(5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、育児相談や情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：件、箇所)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み (相談件数)	5,000	4,840	4,670	4,530	4,380
②確保方策 (相談対応件数)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
確保方策(実施施設数)	10	10	10	10	10
過不足(②-①)	0	160	330	470	620
【確保方策の考え方】 令和3年度以降は、量の減少を見込んでいますが、身近な場所で、気軽に相談できるように、現在の相談体制の維持に努めます。					

(6) 一時預かり事業

ア 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした取組

幼稚園や認定こども園では、通常の教育時間の前後などに、在園児を対象とした預かり保育を行います。

(単位：人、箇所)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み (1日当たり利用者数)	1,066	1,037	998	969	934
②確保方策(定員数)	3,378	3,387	3,387	3,387	3,387
確保方策(実施施設数)	60	61	61	61	61
過不足(②-①)	2,312	2,350	2,389	2,418	2,453
【確保方策の考え方】 現在の定員数で量の見込みの確保が可能であり、今後も継続して事業を進めます。					

イ その他の一時預かり（在園・在所児以外が利用する一時預かり）

保護者が病気や急用の場合などに、保育所や認定こども園で一時的に子どもを預かる事業です。

（単位：人、箇所）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み （1日当たり利用者数）	77	74	72	69	67
②確保方策（定員数）	130	130	130	130	130
確保方策（実施施設数）	13	13	13	13	13
過不足（②－①）	53	56	58	61	63
【確保方策の考え方】 現在の定員数で量の見込みの確保が可能であり、今後も継続して事業を進めます。					

（7）病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院や保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①量の見込み （1日当たり利用者数）	9	9	8	8	8	
②確保方策（定員数）	9	9	9	9	9	
内訳	病児保育（定員数）	3	3	3	3	3
	病後児保育（定員数）	6	6	6	6	6
過不足（②－①）	0	0	1	1	1	
【確保方策の考え方】 現在の定員数で量の見込みを確保できますが、病児保育は平成30年度に開始した事業であり、サービス内容の周知が進むことで利用人数が増加することも考えられるため、今後の利用状況等を踏まえながら施設整備等を検討します。						

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、育児の援助を希望する者（提供会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

（単位：人）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み （利用者数 延べ）	1,810	1,780	1,750	1,720	1,690
②確保方策 （利用者数 延べ）	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810
過不足（②－①）	0	30	60	90	120
【確保方策の考え方】 利用者によって利用回数が大きく異なり、利用人数も年度によって大きな差が生じるため、量の見込みを上回る利用希望に備え、提供体制の確保に努めます。					

(9) 利用者支援事業

ア 基本型

幼稚園や保育所等の多様な教育・保育サービスの情報提供を行う専門相談員「子育て支援ナビゲーター」が、市の窓口や子育て支援センターなどの身近な場所において、就学前児童を持つ保護者の相談・利用支援を行う事業です。

（単位：人）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（配置人数）	3	3	3	3	3
確保方策（配置人数）	3	3	3	3	3
【確保方策の考え方】 現在の配置人数で量の見込みの確保が可能であり、今後も継続して事業を進めます。					

イ 母子保健型

保健師などが専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築する事業です。

（単位：人）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（配置人数）	1	1	1	1	1
確保方策（配置人数）	1	1	1	1	1
【確保方策の考え方】 現在の配置人数で量の見込みの確保が可能であり、今後も継続して事業を進めます。					

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

(単位：人、回)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み (訪問対象者数)	1,976	1,907	1,848	1,801	1,746
②確保方策 (訪問面接件数)	1,976	1,907	1,848	1,801	1,746
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
【確保方策の考え方】 訪問対象者数(0歳児の推計人口)に見合った訪問指導を実施します。					

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦の健康診査に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

(単位：人、回)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み (受診対象者数 延べ)	27,664	26,698	25,872	25,214	24,444
②確保方策 (受診回数 延べ)	27,664	26,698	25,872	25,214	24,444
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
【確保方策の考え方】 量の見込みの確保が可能であり、今後も継続して事業を進めます。					

(12) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、家庭児童相談員などが居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

(単位：世帯)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み 利用数（実世帯数）	17	17	17	17	17
②確保方策 利用数（実世帯数）	17	17	17	17	17
過不足（②－①）	0	0	0	0	0
【確保方策の考え方】 専門的相談支援は1世帯につき1名、育児・家事支援は1～2世帯につき1名の職員が担当し、量の見込みに見合った支援を行います。					

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

ア 新規参入施設巡回支援等事業

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

(単位：箇所)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
確保方策（施設数）	0	3	1	1	1
【確保方策の考え方】 今後も、認可化等に係る意向調査を行い、継続して事業を進めます。					

イ 認定こども園に対する特別支援に係る職員の加配等の実施

私学助成などの対象とならない特別な支援が必要な子どもについて、認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

(単位：人、箇所)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
提供量（利用人数）	10	11	11	11	11
確保方策（施設数）	17	20	20	20	20
【確保方策の考え方】 平成27年度からの実施施設増加に伴う利用人数は現在の提供量に近い人数で推移していることから、令和3年度以降に認定こども園への移行を予定している3施設の利用人数を現在の提供量の1割程度と見込み、今後も継続して事業を進めます。					

(14) 休日保育事業

保護者の就労形態の多様化に対応し、日曜日や祝日に子どもの保育を行う事業です。

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み (1日当たり利用者数)	36	36	36	36	36
②確保方策(定員数)	60	60	60	60	60
過不足(②-①)	24	24	24	24	24
【確保方策の考え方】 現在の定員数で量の見込みの確保が可能であり、今後も継続して事業を進めます。					

(15) 特別支援保育事業

保護者の労働や病気などにより保育を必要とし、かつ、心身に障害を有する子どもの保育を行う事業です。

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み (1日当たり利用者数)	264	257	247	240	231
②確保方策(定員数)	147	156	162	168	174
過不足(②-①)	▲117	▲101	▲85	▲72	▲57
【確保方策の考え方】 児童数の減少などにより利用者数は減少する見込みですが、平成27年から令和元年の特別支援保育の利用人数及び小学校の特別支援学級における知的・自閉症・情緒での利用人数の増加率が約120%前後であることから、実施施設の充実に図り、定員数の確保に努めます。					

5 各地区における量の見込み及び確保方策

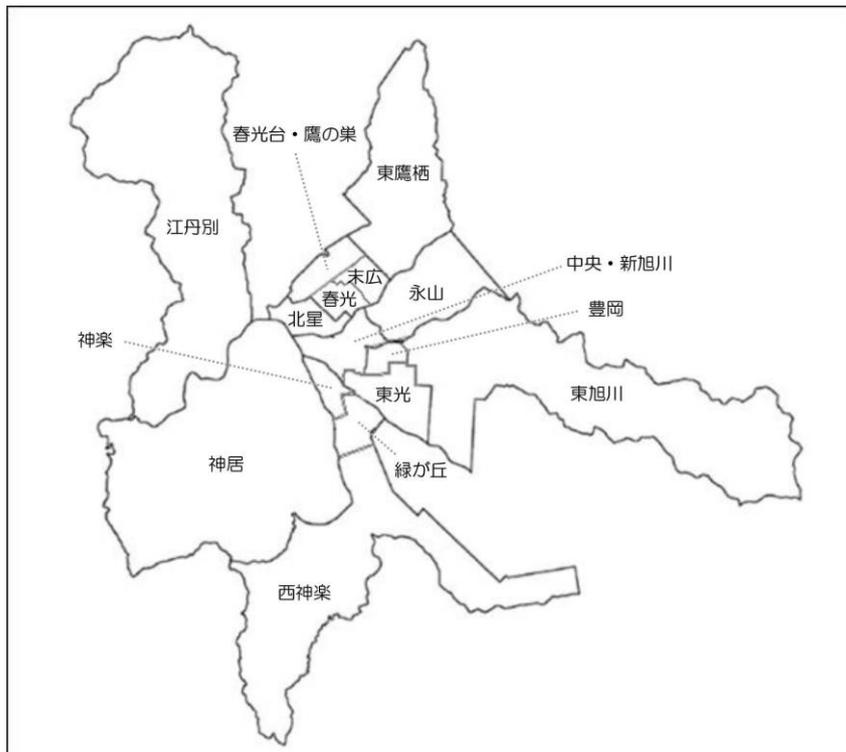
(1) 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、教育・保育の量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や、教育・保育の整備状況等を総合的に勘案し、市町村が定める区域をいいます。

本計画では、地域のネットワークである「地域まちづくり推進協議会」が所管する15の区域を基にして、全市を6つの区域に分けて設定します。

No.	教育・保育提供区域	左記に含む地域まちづくり推進協議会
1	神居・江丹別地区	①神居, ②江丹別まちづくり推進協議会
2	神楽・西神楽・緑が丘地区	③神楽, ④西神楽, ⑤緑が丘まちづくり推進協議会
3	中央・新旭川・東光・豊岡地区	⑥中央・新旭川, ⑦東光, ⑧豊岡まちづくり推進協議会
4	末広・春光・春光台・鷹の巣・東鷹栖・北星地区	⑨末広, ⑩春光, ⑪春光台・鷹の巣, ⑫東鷹栖, ⑬北星まちづくり推進協議会
5	永山地区	⑭永山まちづくり推進協議会
6	東旭川地区	⑮東旭川まちづくり推進協議会

・区域図（全市・15区域）



(2) 量の見込み及び確保方策

地区ごとの量の見込み及び確保方策については、全市の量の見込みを基に、各地区の0～5歳児人口に応じて整理しています。

ア 神居・江丹別地区

(ア) 地区の概要

人口	31,386人（全市に占める割合 9.4%）			
	5歳以下	6～14歳	15～64歳	65歳以上
	1,059人	2,070人	16,364人	11,893人
面積	321.4 km ² （全市に占める割合 43.2%）			
人口密度	98人/km ²			

※平成31年4月1日現在

待機児童数 (各4月1日)	H27	H28	H29	H30	H31
	4	0	5	0	0
●地区内にある施設の状況(平成31年4月1日現在, 幼稚園は令和元年5月1日現在)					
施設の種類	施設数	定員	利用児童数	定員充足率	
認可保育所	3	230	221	96.1	
幼保連携型認定こども園	1	110	103	93.6	
保育所型認定こども園	2	208	227	109.1	
幼稚園型認定こども園	0	0	0	0	
幼稚園(施設型給付)	3	295	252	85.4	
特定教育・保育施設 計	9	843	803	95.3	
小規模保育事業	1	19	14	73.7	
事業所内保育事業	1	12	10	83.3	
特定地域型保育事業 計	2	31	24	77.4	
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	
認可外保育施設 (事業所内保育施設及び地域保育所を除く。)	0	0	0	0	
企業主導型保育事業	0	0	0	0	
合計	11	874	827	94.6	

(イ) 量の見込み及び確保方策

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	0歳	1~2歳		教育	保育	0歳	1~2歳		教育	保育	0歳	1~2歳	
量の見込み①	160	67	281	59	187	156	65	273	57	183	150	63	263	57	180	
確保内容	特定教育・保育施設	388	0	263	46	146	388	0	263	46	146	388	0	263	46	146
	特定地域型保育事業	0	0	0	8	23	0	0	0	8	23	0	0	0	8	23
	小計②	388	0	263	54	169	388	0	263	54	169	388	0	263	54	169
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計③		388	263	54	169		388	263	54	169		388	263	54	169	
過不足(②-①)	228	▲67	▲18	▲5	▲18	232	▲65	▲10	▲3	▲14	238	▲63	0	▲3	▲11	
過不足(③-①)		161	▲18	▲5	▲18		167	▲10	▲3	▲14		175	0	▲3	▲11	
参考	弾力的運用対応分(②×2%)	-	-	5	1	3	-	-	5	1	3	-	-	5	1	3
	合計④		388	268	55	172		388	268	55	172		388	268	55	172
	過不足(④-①)		161	▲13	▲4	▲15		167	▲5	▲2	▲11		175	5	▲2	▲8

区分	令和5年度					令和6年度					令和2~6年度の確保内容					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	0歳	1~2歳		教育	保育	0歳	1~2歳		教育	保育	0歳	1~2歳	
量の見込み①	145	61	255	56	177	140	59	246	55	174						
確保内容	特定教育・保育施設	388	0	263	46	146	388	0	263	46	146	◆取組の内容				
	特定地域型保育事業	0	0	0	8	23	0	0	0	8	23	-				
	小計②	388	0	263	54	169	388	0	263	54	169					
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
合計③		388	263	54	169		388	263	54	169						
過不足(②-①)	243	▲61	8	▲2	▲8	248	▲59	17	▲1	▲5						
過不足(③-①)		182	8	▲2	▲8		189	17	▲1	▲5						
参考	弾力的運用対応分(②×2%)	-	-	5	1	3	-	-	5	1	3					
	合計④		388	268	55	172		388	268	55	172					
	過不足(④-①)		182	13	▲1	▲5		189	22	0	▲2					

(注)

- ・「取組の内容」は、当該年度の4月1日時点における前年度からの変更内容を記載している。
- また、整備箇所及び定員数等は、毎年度の予算編成、定員減の届出等により変動する可能性がある。
- ・参考欄の弾力的運用対応分は、認定保育所定員数の102%で受け入れる場合の増加人数を記載している。

イ 神楽・西神楽・緑が丘地区

(ア) 地区の概要

人口	39,067 人（全市に占める割合 11.6%）			
	5 歳以下	6～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
	1,526 人	2,986 人	21,335 人	13,220 人
面積	128.5 km ² （全市に占める割合 17.3%）			
人口密度	304 人/km ²			

※平成 31 年 4 月 1 日現在

待機児童数 (各 4 月 1 日)	H27	H28	H29	H30	H31
	4	6	4	0	0
●地区内にある施設の状況(平成 31 年 4 月 1 日現在, 幼稚園は令和元年 5 月 1 日現在)					
施設の種類	施設数	定員	利用児童数	定員充足率	
認可保育所	8	551	576	104.5	
幼保連携型認定こども園	1	36	44	122.2	
保育所型認定こども園	2	168	170	101.1	
幼稚園型認定こども園	0	0	0	0	
幼稚園(施設型給付)	2	280	256	91.4	
特定教育・保育施設 計	13	1,035	1,046	101.1	
小規模保育事業	2	38	22	57.9	
事業所内保育事業	0	0	0	0	
特定地域型保育事業 計	2	38	22	57.9	
確認を受けない幼稚園	1	220	182	82.7	
認可外保育施設 (事業所内保育施設及び地域保育所を除く。)	2	28	18	64.3	
企業主導型保育事業	0	0	0	0	
合計	18	1,321	1,268	96.0	

(イ) 量の見込み及び確保方策

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳	
量の見込み①	231	97	405	85	269	224	94	393	83	264	216	91	378	81	259	
確保内容	特定教育・保育施設	304	0	424	81	226	313	0	424	87	230	313	0	424	87	230
	特定地域型保育事業	0	0	0	5	33	0	0	0	5	33	0	0	0	5	33
	小計②	304	0	424	86	259	313	0	424	92	263	313	0	424	92	263
	確認を受けない幼稚園	220	0	0	0	0	220	0	0	0	0	220	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	10	0	8	0	0	10	0	8	0	0	10	0	8
	企業主導型保育事業	0	0	19	1	4	0	0	19	1	4	0	0	19	1	4
	合計③		524	453	87	271		533	453	93	275		533	453	93	275
過不足(②-①)	73	▲97	19	1	▲10	89	▲94	31	9	▲1	97	▲91	46	11	4	
過不足(③-①)		196	48	2	2		215	60	10	11		226	75	12	16	
参考	弾力的運用対応分(②×2%)	—	—	8	2	5	—	—	8	2	5	—	—	8	2	5
	合計④		524	461	89	276		533	461	95	280		533	461	95	280
	過不足(④-①)		196	56	4	7		215	68	12	16		226	83	14	21

区分	令和5年度					令和6年度					令和2～6年度の確保内容					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳	
量の見込み①	210	88	368	80	254	202	85	355	79	251						
確保内容	特定教育・保育施設	313	0	424	87	230	313	0	424	87	230		9	9	7	8
	特定地域型保育事業	0	0	0	5	33	0	0	0	5	33					
	小計②	313	0	424	92	263	313	0	424	92	263					
	確認を受けない幼稚園	220	0	0	0	0	220	0	0	0	0					
	認可外保育施設	0	0	10	0	8	0	0	10	0	8					
	企業主導型保育事業	0	0	19	1	4	0	0	19	1	4					
	合計③		533	453	93	275		533	453	93	275					
過不足(②-①)	103	▲88	56	12	9	111	▲85	69	13	12						
過不足(③-①)		235	85	13	21		246	98	14	24						
参考	弾力的運用対応分(②×2%)	—	—	8	2	5	—	—	8	2	5					
	合計④		533	461	95	280		533	461	95	280					
	過不足(④-①)		235	93	15	26		246	106	16	29					

(注)

- ・「取組の内容」は、当該年度の4月1日時点における前年度からの変更内容を記載している。
- また、整備箇所及び定員数等は、毎年度の予算編成、定員減の届出等により変動する可能性がある。
- ・参考欄の弾力的運用対応分は、認定保育所定員数の102%で受け入れる場合の増加人数を記載している。

ウ 中央・新旭川・東光・豊岡地区

(ア) 地区の概要

人口	114,817 人（全市に占める割合 34.2%）			
	5 歳以下	6～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
	4,825 人	7,253 人	65,384 人	37,355 人
面積	32.4 km ² （全市に占める割合 4.4%）			
人口密度	3,544 人/km ²			

※平成 31 年 4 月 1 日現在

待機児童数 （各 4 月 1 日）	H27	H28	H29	H30	H31
	33	4	4	0	0
●地区内にある施設の状況(平成 31 年 4 月 1 日現在, 幼稚園は令和元年 5 月 1 日現在)					
施設の種類	施設数	定員	利用児童数	定員充足率	
認可保育所	15	1,177	1,201	102.0	
幼保連携型認定こども園	4	497	498	100.2	
保育所型認定こども園	6	705	654	92.8	
幼稚園型認定こども園	2	220	168	76.4	
幼稚園(施設型給付)	6	580	548	94.5	
特定教育・保育施設 計	33	3,179	3,069	96.5	
小規模保育事業	11	178	144	80.9	
事業所内保育事業	0	0	0	0	
特定地域型保育事業 計	11	178	144	80.9	
確認を受けない幼稚園	1	175	19	10.9	
認可外保育施設 (事業所内保育施設及び地域保育所を除く。)	5	80	51	63.8	
企業主導型保育事業	4	33	22	66.7	
合計	54	3,645	3,305	90.7	

(イ) 量の見込み及び確保方策

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳	
量の見込み①	730	306	1,281	268	852	709	298	1,243	262	835	682	286	1,196	258	820	
確保内容	特定教育・保育施設	837	0	1,346	233	778	837	0	1,346	233	778	837	0	1,346	233	778
	特定地域型保育事業	0	0	0	42	136	0	0	0	42	136	0	0	0	42	136
	小計②	837	0	1,346	275	914	837	0	1,346	275	914	837	0	1,346	275	914
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	44	11	25	0	0	44	11	25	0	0	44	11	25
	企業主導型保育事業	0	0	11	6	16	0	0	11	6	16	0	0	11	6	16
合計③		837	1,401	292	955		837	1,401	292	955		837	1,401	292	955	
過不足(②-①)	107	▲ 306	65	7	62	128	▲ 298	103	13	79	155	▲ 286	150	17	94	
過不足(③-①)		▲ 199	120	24	103		▲ 170	158	30	120		▲ 131	205	34	135	
参考	弾力的運用対応分(②×2%)	-	-	27	6	18	-	-	27	6	18	-	-	27	6	18
	合計④		837	1,428	298	973		837	1,428	298	973		837	1,428	298	973
	過不足(④-①)		▲ 199	147	30	121		▲ 170	185	36	138		▲ 131	232	40	153

区分	令和5年度					令和6年度					令和2～6年度の確保内容				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳
量の見込み①	663	278	1,162	254	804	639	268	1,121	251	793					
確保内容	特定教育・保育施設	837	0	1,346	233	778	837	0	1,346	233	778	▲ 175			
	特定地域型保育事業	0	0	0	42	136	0	0	0	42	136	24			
	小計②	837	0	1,346	275	914	837	0	1,346	275	914	▲ 1			
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 8			
	認可外保育施設	0	0	44	11	25	0	0	44	11	25	◆取組の内容			
	企業主導型保育事業	0	0	11	6	16	0	0	11	6	16	・令和2年度 【認可保育所】定員増1(2,3号15人増) 【確認を受けない幼稚園】令和2年度から休園1(1号175人減)			
合計③		837	1,401	292	955		837	1,401	292	955					
過不足(②-①)	174	▲ 278	184	21	110	198	▲ 268	225	24	121					
過不足(③-①)		▲ 104	239	38	151		▲ 70	280	41	162					
参考	弾力的運用対応分(②×2%)	-	-	27	6	18	-	-	27	6	18				
	合計④		837	1,428	298	973		837	1,428	298	973				
	過不足(④-①)		▲ 104	266	44	169		▲ 70	307	47	180				

(注)

- ・「取組の内容」は、当該年度の4月1日時点における前年度からの変更内容を記載している。
- また、整備箇所及び定員数等は、毎年度の予算編成、定員減の届出等により変動する可能性がある。
- ・参考欄の弾力的運用対応分は、認定保育所定員数の102%で受け入れる場合の増加人数を記載している。

エ 末広・春光・春光台・鷹の巣・東鷹栖・北星地区

(ア) 地区の概要

人口	93,453 人（全市に占める割合 27.9%）			
	5 歳以下	6～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
	3,722 人	6,617 人	51,949 人	31,165 人
面積	86.3 km ² （全市に占める割合 11.5%）			
人口密度	1,083 人/km ²			

※平成 31 年 4 月 1 日現在

待機児童数 (各 4 月 1 日)	H27	H28	H29	H30	H31
	3	22	4	0	0
●地区内にある施設の状況(平成 31 年 4 月 1 日現在, 幼稚園は令和元年 5 月 1 日現在)					
施設の種類	施設数	定員	利用児童数	定員充足率	
認可保育所	8	661	664	100.5	
幼保連携型認定こども園	5	537	536	99.8	
保育所型認定こども園	5	497	456	91.8	
幼稚園型認定こども園	0	0	0	0	
幼稚園(施設型給付)	4	350	322	92.0	
特定教育・保育施設 計	22	2,045	1,978	96.7	
小規模保育事業	3	57	50	87.7	
事業所内保育事業	0	0	0	0	
特定地域型保育事業 計	3	57	50	87.7	
確認を受けない幼稚園	5	690	440	63.8	
認可外保育施設 (事業所内保育施設及び地域保育所を除く。)	3	110	71	65.4	
企業主導型保育事業	1	15	5	33.3	
合計	34	2,917	2,544	87.2	

(イ) 量の見込み及び確保方策

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	0歳	1~2歳		教育	保育	0歳	1~2歳		教育	保育	0歳	1~2歳	
量の見込み①	563	236	988	207	657	547	230	959	202	644	526	221	923	199	632	
確保内容	特定教育・保育施設	755	0	844	172	485	755	0	850	174	487	755	0	850	174	487
	特定地域型保育事業	0	0	0	18	39	0	0	0	18	39	0	0	0	18	39
	小計②	755	0	844	190	524	755	0	850	192	526	755	0	850	192	526
	確認を受けない幼稚園	370	0	0	0	0	370	0	0	0	0	370	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	57	10	43	0	0	57	10	43	0	0	57	10	43
	企業主導型保育事業	0	0	9	1	5	0	0	9	1	5	0	0	9	1	5
	合計③		1,125	910	201	572		1,125	916	203	574		1,125	916	203	574
過不足(②-①)	192	▲236	▲144	▲17	▲133	208	▲230	▲109	▲10	▲118	229	▲221	▲73	▲7	▲106	
過不足(③-①)		326	▲78	▲6	▲85		348	▲43	1	▲70		378	▲7	4	▲58	
参考	弾力的運用対応分(②×2%)	-	-	17	4	10	-	-	17	4	11	-	-	17	4	11
	合計④		1,125	927	205	582		1,125	933	207	585		1,125	933	207	585
	過不足(④-①)		326	▲61	▲2	▲75		348	▲26	5	▲59		378	10	8	▲47

区分	令和5年度					令和6年度					令和2~6年度の確保内容				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	保育	0歳	1~2歳		教育	保育	0歳	1~2歳		教育	保育	0歳	1~2歳
量の見込み①	511	215	896	196	621	493	207	865	193	612					
確保内容	特定教育・保育施設	755	0	850	174	487	755	0	850	174	487				
	特定地域型保育事業	0	0	0	18	39	0	0	0	18	39				
	小計②	755	0	850	192	526	755	0	850	192	526				
	確認を受けない幼稚園	370	0	0	0	0	370	0	0	0	0				
	認可外保育施設	0	0	57	10	43	0	0	57	10	43				
	企業主導型保育事業	0	0	9	1	5	0	0	9	1	5				
	合計③		1,125	916	203	574		1,125	916	203	574				
過不足(②-①)	244	▲215	▲46	▲4	▲95	262	▲207	▲15	▲1	▲86					
過不足(③-①)		399	20	7	▲47		425	51	10	▲38					
参考	弾力的運用対応分(②×2%)	-	-	17	4	11	-	-	17	4	11				
	合計④		1,125	933	207	585		1,125	933	207	585				
	過不足(④-①)		399	37	11	▲36		425	68	14	▲27				

◆取組の内容

- ・令和2年度
【認定こども園】増築(保育所から保育所型)1(1号6人増, 2,3号10人増)
- 【幼稚園】特定教育・保育施設(施設型給付)に移行2(1号125人減)
- ・令和3年度
【認定こども園】増改築1(2,3号10人増)

(注)

- ・「取組の内容」は、当該年度の4月1日時点における前年度からの変更内容を記載している。
- また、整備箇所及び定員数等は、毎年度の予算編成、定員減の届出等により変動する可能性がある。
- ・参考欄の弾力的運用対応分は、認定保育所定員数の102%で受け入れる場合の増加人数を記載している。

オ 永山地区

(ア) 地区の概要

人口	42,681 人（全市に占める割合 12.7%）			
	5 歳以下	6～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
	1,813 人	3,121 人	24,460 人	13,287 人
面積	30.1 km ² （全市に占める割合 4.0%）			
人口密度	1,418 人/km ²			

※平成 31 年 4 月 1 日現在

待機児童数 (各 4 月 1 日)	H27	H28	H29	H30	H31
	13	7	2	0	0
●地区内にある施設の状況(平成 31 年 4 月 1 日現在, 幼稚園は令和元年 5 月 1 日現在)					
施設の種類の	施設数	定員	利用児童数	定員充足率	
認可保育所	4	335	372	111.0	
幼保連携型認定こども園	2	270	245	90.7	
保育所型認定こども園	3	297	286	96.3	
幼稚園型認定こども園	0	0	0	0	
幼稚園(施設型給付)	2	340	299	87.9	
特定教育・保育施設 計	11	1,242	1,202	96.8	
小規模保育事業	2	31	24	77.4	
事業所内保育事業	2	35	27	77.1	
特定地域型保育事業 計	4	66	51	77.3	
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	
認可外保育施設 (事業所内保育施設及び地域保育所を除く。)	0	0	0	0	
企業主導型保育事業	0	0	0	0	
合計	15	1,308	1,253	95.8	

(イ) 量の見込み及び確保方策

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳	
量の見込み①	274	115	481	101	320	266	112	467	98	314	256	108	449	97	308	
確保内容	特定教育・保育施設	387	0	499	100	261	387	0	499	100	261	387	0	499	100	261
	特定地域型保育事業	0	0	0	12	54	0	0	0	12	54	0	0	0	12	54
	小計②	387	0	499	112	315	387	0	499	112	315	387	0	499	112	315
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計③		387	499	112	315		387	499	112	315		387	499	112	315
過不足(②-①)	113	▲115	18	11	▲5	121	▲112	32	14	1	131	▲108	50	15	7	
過不足(③-①)		▲2	18	11	▲5		9	32	14	1		23	50	15	7	
参考	弾力的運用対応分(②×2%)	—	—	10	2	6	—	—	10	2	6	—	—	10	2	6
	合計④		387	509	114	321		387	509	114	321		387	509	114	321
	過不足(④-①)		▲2	28	13	1		9	42	16	7		23	60	17	13

区分	令和5年度					令和6年度					令和2～6年度の確保内容					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳	
量の見込み①	249	104	437	96	302	240	101	421	94	298						
確保内容	特定教育・保育施設	387	0	499	100	261	387	0	499	100	261					
	特定地域型保育事業	0	0	0	12	54	0	0	0	12	54					
	小計②	387	0	499	112	315	387	0	499	112	315					
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	合計③		387	499	112	315		387	499	112	315					
過不足(②-①)	138	▲104	62	16	13	147	▲101	78	18	17						
過不足(③-①)		34	62	16	13		46	78	18	17						
参考	弾力的運用対応分(②×2%)	—	—	10	2	6	—	—	10	2	6					
	合計④		387	509	114	321		387	509	114	321					
	過不足(④-①)		34	72	18	19		46	88	20	23					

(注)

- ・「取組の内容」は、当該年度の4月1日時点における前年度からの変更内容を記載している。
- また、整備箇所及び定員数等は、毎年度の予算編成、定員減の届出等により変動する可能性がある。
- ・参考欄の弾力的運用対応分は、認定保育所定員数の102%で受け入れる場合の増加人数を記載している。

カ 東旭川地区

(ア) 地区の概要

人口	13,918 人（全市に占める割合 4.2%）			
	5 歳以下	6～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
	484 人	1,111 人	7,683 人	4,640 人
面積	145.3 km ² （全市に占める割合 19.4%）			
人口密度	96 人/km ²			

※平成 31 年 4 月 1 日現在

待機児童数 (各 4 月 1 日)	H27	H28	H29	H30	H31
	0	1	0	0	0
●地区内にある施設の状況(平成 31 年 4 月 1 日現在, 幼稚園は令和元年 5 月 1 日現在)					
施設の種類	施設数	定員	利用児童数	定員充足率	
認可保育所	0	0	0	0	
幼保連携型認定こども園	1	66	61	92.4	
保育所型認定こども園	1	86	85	98.8	
幼稚園型認定こども園	0	0	0	0	
幼稚園(施設型給付)	0	0	0	0	
特定教育・保育施設 計	2	152	146	96.1	
小規模保育事業	0	0	0	0	
事業所内保育事業	0	0	0	0	
特定地域型保育事業 計	0	0	0	0	
確認を受けない幼稚園	1	160	105	65.6	
認可外保育施設 (事業所内保育施設及び地域保育所を除く。)	1	55	24	43.6	
企業主導型保育事業	0	0	0	0	
合 計	4	367	275	74.9	

(イ) 量の見込み及び確保方策

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳	
量の見込み①	73	31	129	27	85	71	30	125	26	84	68	29	120	26	82	
確保内容	特定教育・保育施設	12	0	84	15	41	12	0	84	15	41	12	0	84	15	41
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計②	12	0	84	15	41	12	0	84	15	41	12	0	84	15	41
	確認を受けない幼稚園	160	0	0	0	0	160	0	0	0	0	160	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	30	5	20	0	0	30	5	20	0	0	30	5	20
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計③		172	114	20	61		172	114	20	61		172	114	20	61	
過不足(②-①)	▲61	▲31	▲45	▲12	▲44	▲59	▲30	▲41	▲11	▲43	▲56	▲29	▲36	▲11	▲41	
過不足(③-①)		68	▲15	▲7	▲24		71	▲11	▲6	▲23		75	▲6	▲6	▲21	
参考	弾力的運用対応分(②×2%)	—	—	2	0	1	—	—	2	0	1	—	—	2	0	1
	合計④		172	116	20	62		172	116	20	62		172	116	20	62
	過不足(④-①)		68	▲13	▲7	▲23		71	▲9	▲6	▲22		75	▲4	▲6	▲20

区分	令和5年度					令和6年度					令和2～6年度の確保内容					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳		教育	保育	0歳	1～2歳	
量の見込み①	66	28	117	26	81	64	27	112	25	80						
確保内容	特定教育・保育施設	12	0	84	15	41	12	0	84	15	41					
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	小計②	12	0	84	15	41	12	0	84	15	41					
	確認を受けない幼稚園	160	0	0	0	0	160	0	0	0	0					
	認可外保育施設	0	0	30	5	20	0	0	30	5	20					
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
合計③		172	114	20	61		172	114	20	61						
過不足(②-①)	▲54	▲28	▲33	▲11	▲40	▲52	▲27	▲28	▲10	▲39						
過不足(③-①)		78	▲3	▲6	▲20		81	2	▲5	▲19						
参考	弾力的運用対応分(②×2%)	—	—	2	0	1	—	—	2	0	1					
	合計④		172	116	20	62		172	116	20	62					
	過不足(④-①)		78	▲1	▲6	▲19		81	4	▲5	▲18					

(注)

- ・「取組の内容」は、当該年度の4月1日時点における前年度からの変更内容を記載している。
また、整備箇所及び定員数等は、毎年度の予算編成、定員減の届出等により変動する可能性がある。
- ・参考欄の弾力的運用対応分は、認定保育所定員数の102%で受け入れる場合の増加人数を記載している。

第5章 プランの推進に向けて

1 プランの進行管理

プランの推進に当たっては、子どもが健やかに育つ環境づくりを社会全体の課題として捉え、旭川市子ども条例に基づき、行政はもとより、家庭、地域、育ち学ぶ施設の関係者、事業者等がそれぞれの役割を担い、緊密に連携しながら取り組んでいくものとします。

そのため、各年度におけるプランの進捗状況を子育て支援部において把握し、市民全体で共有しながら推進するとともに、子どもを取り巻く環境や市民ニーズの動向等を踏まえながら、次のとおりプランの進行管理を行います。

1 関連事業の実施

プランの基本理念、目標、取組の方向性、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の大綱を踏まえ、各部局が関連事業を実施します。



2 評価の実施

毎年度、関連事業の実施状況を把握し、施策ごとに設定する指標や各種アンケート調査等を基に、プランの取組状況について評価を行い、その結果を次年度以降の取組に反映します。

(1) プランの進捗状況報告書の作成

関係部局で構成する子育て支援会議（幹事会）において共有し、次年度以降の取組の方向性について協議します。

(2) 旭川市子ども・子育て審議会への報告

市長の附属機関である旭川市子ども・子育て審議会に報告します。



3 改善・実施

旭川市子ども・子育て審議会からの意見を踏まえ、次年度の予算要求や取組に反映するよう努めます。

4 市民への公表

プランの進捗状況報告書は、ホームページに掲載します。

2 各基本施策の指標及び目標値

プランにおいて関連施策を効果的に推進するため、基本施策ごとに指標及び目標値を設定し、プランの期間内に目標値を達成できるよう取り組みます。

【基本方向1】子育てを支える

基本施策	指標	目標値
妊産婦の健康と乳幼児の健康やかな成長の支援	安心して子育てができるまことに 関する満足度	H30年度ニーズ調査結果より上昇 ・就学前児童を持つ保護者(H30) 2.93 ・小学校児童を持つ保護者(H30) 2.72 (※1～5までの5段階で評価)
子育てに関する多様な不安を 和らげるための支援	子育てに関して不安を感じて いる割合	H30年度ニーズ調査結果より減少 ・就学前児童を持つ保護者(H30) 27.6% ・小学校児童を持つ保護者(H30) 33.1% (非常に不安, なんとなく不安)
	子育てに関する情報の分かり やすさ, 入手しやすさに関する 満足度	H30年度ニーズ調査結果より上昇 ・就学前児童を持つ保護者(H30) 2.72 ・小学校児童を持つ保護者(H30) 2.51 (※1～5までの5段階で評価)
子育てに関する経済的支援	子育ての出費に負担感を感じ ている割合	H30年度ニーズ調査結果より減少 ・就学前児童を持つ保護者(H30) 32.8% ・小学校児童を持つ保護者(H30) 42.5%
乳幼児の育ち学び環境の充 実と保護者の仕事と子育て の両立支援	保育に関する待機児童数	0人
様々な家庭の状況に応じた 支援の充実	子育てについて必要な環境が 整っていることに関する満足 度(ひとり親家庭に限る。)	H30年度ニーズ調査結果より上昇 ・就学前児童を持つ保護者(H30) 2.69 ・小学校児童を持つ保護者(H30) 2.41 (※1～5までの5段階で評価)
	家庭児童相談及び発達支援相 談の件数	現状値から増加 ・家庭児童相談(H30) 4,093件 ・発達支援相談(H30) 1,504件
	生活保護世帯に属する子ども の進学率	現状値から上昇 ・高等学校等進学率(R1) 97.2% ・大学等進学率(R1) 34.4%

【基本方向2】子どもの育ちを支える

基本施策	指標	目標値
子どもの連続した育ちを保障する環境整備	安全・安心な教育環境の整備に満足している割合	R1 年度市民アンケート結果より上昇 ・ R1 25.6% (満足, まあ満足)
	地域・学校・家庭の連携が十分だと感じる割合	R1 年度市民アンケート結果より上昇 ・ R1 34.7% (十分, まあ十分)
子どもの安全な日常生活環境の整備	子どもに係る交通事故発生件数	0人 (死傷者数)
	街頭補導活動における補導少年数	現状値から減少 ・ H30 148人
様々な子どもが健やかに育つ取組の推進	子どもの発育・発達に関して不安感を感じている割合	H30 年度ニーズ調査より減少 ・ 就学前児童を持つ保護者 (H30) 29.2% ・ 小学校児童を持つ保護者 (H30) 20.5%
	社会で自立して生きていく力を培う教育の推進に満足している割合	R1 年度市民アンケート結果より上昇 ・ R1 15.5% (満足, まあ満足)

【基本方向3】子どもの主体性を育む

基本施策	指標	目標値
子どもの主体性を育む	放課後児童クラブに関する待機児童数	0人
	子どもが安心して遊べる環境に関する満足度	H30 年度ニーズ調査結果より上昇 ・ 就学前児童を持つ保護者 (H30) 2.86 ・ 小学校児童を持つ保護者 (H30) 2.72 (※1~5 までの5段階で評価)
子どもの意見表明の機会の提供	地域活動やグループ活動に参加したことがある割合	H30 年度ニーズ調査結果より上昇 ・ 小学校児童を持つ保護者 (H30) 36.9%

【基本方向4】社会全体で支える

基本施策	指標	目標値
子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進	子育てを地域全体で支えているという意識に関する満足度	H30年度ニーズ調査結果より上昇 ・ 就学前児童を持つ保護者(H30) 2.36 ・ 小学校児童を持つ保護者(H30) 2.29 (※1～5までの5段階で評価)
事業者と連携した取組の推進	従業員にとって子育てしやすい職場環境が「整備されている」と回答した割合	H29年度労働基本調査結果より上昇 ・ 男性従業員(H29) 22.1% ・ 女性従業員(H29) 28.1%
社会全体の意識啓発	子どもが成長してからも愛着を感じてもらえるまちに関する満足度	H30年度ニーズ調査結果より上昇 ・ 就学前児童を持つ保護者(H30) 2.76 ・ 小学校児童を持つ保護者(H30) 2.71 (※1～5までの5段階で評価)
	男女共同参画社会の形成に満足している割合	R1年度市民アンケート結果より上昇 ・ R1 12.6% (満足, まあ満足)

第6章 持続可能な開発目標（SDGs） との関係

持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成28年に国が策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において、自治体で計画の策定や改訂を行う際には、SDGsの要素を最大限反映することを奨励していることから、基本方向ごとに、関連するSDGsの17の目標及び169のターゲットを示しています。

SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、全ての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真です。貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指します。SDGsの目標は相互に関連しています。誰一人置き去りにしないために、2030年までに各目標・ターゲットを達成することが重要です。



基本方向 1 子育てを支える	
<p>基本施策 1 妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援</p> <p>主要事業 1 妊産婦の健康支援の推進</p> <p>主要事業 2 乳幼児の健康支援の推進</p> <p>主要事業 3 子育て家庭を支える体制の充実</p>	
<p>基本施策 2 子育てに関する多様な不安を和らげるための支援</p> <p>主要事業 1 相談支援体制の充実</p> <p>主要事業 2 子育てに係る情報提供機能の充実</p>	
<p>基本施策 3 子育てに関する経済的支援</p> <p>主要事業 1 各種保育サービスや就園及び就学に係る負担軽減策の充実</p> <p>主要事業 2 子どもの医療費等の負担軽減策の充実</p> <p>主要事業 3 子どもの家庭環境の安定に向けた支援</p>	
<p>基本施策 4 乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援</p> <p>主要事業 1 教育・保育環境の充実</p> <p>主要事業 2 保育の受皿の確保・各種保育サービスの充実</p>	
<p>基本施策 5 様々な家庭の状況に応じた支援の充実</p> <p>主要事業 1 ひとり親家庭への支援</p> <p>主要事業 2 児童虐待防止対策等の充実</p> <p>主要事業 3 経済的困難を抱える家庭への支援</p>	
17の目標	169のターゲット
<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。</p> <p>1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>3.2 全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。</p>

<p>4 質の高い教育を みんなに</p>  <p>4 質の高い教育を みんなに</p> <p>16 平和と公正を すべての人に</p>  <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	<p>4.2 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。</p> <p>16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。</p>
---	---

基本方向 2 子どもの育ちを支える	
<p>基本施策 1 子どもの連続した育ちを保障する環境整備</p> <p>主要事業 1 子どもの成長段階に応じた環境変化を円滑につなぐ連携の推進</p> <p>主要事業 2 生きる力の育成に向けた学校の教育等の環境整備</p> <p>主要事業 3 子どもの健全育成に資する取組の充実</p> <p>主要事業 4 家庭と地域の教育力の向上</p>	
<p>基本施策 2 子どもの安全な日常生活環境の整備</p> <p>主要事業 1 交通安全対策の推進</p> <p>主要事業 2 少年犯罪の防止と犯罪等の被害から守るための活動の推進</p> <p>主要事業 3 子どもの日常生活環境の整備</p>	
<p>基本施策 3 様々な子どもが健やかに育つ取組の推進</p> <p>主要事業 1 障がいのある子ども、発達支援を要する子どもへの支援</p> <p>主要事業 2 いじめや不登校などの悩みを抱える子どもへの支援</p>	
17の目標	169のターゲット
<p>4 質の高い教育を みんなに</p> <div style="background-color: #d32f2f; color: white; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> 4 <div style="margin-left: 5px;"> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">質の高い教育を みんなに</p>  </div> </div>	<p>4.1 2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。</p> <p>4.2 2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。</p> <p>4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差をなくし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。</p> <p>4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。</p>

<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。</p> <p>11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p>

基本方向3 子どもの主体性を育む	
基本施策1 子どもの主体性を育む 主要事業1 放課後の居場所づくり 主要事業2 子ども及び青少年活動の支援 主要事業3 多様な活動や遊び場の整備 主要事業4 自然体験や文化芸術活動等の参加機会の充実	
基本施策2 子どもの意見表明の機会の提供 主要事業1 自らの考えを発信する機会の提供	
17の目標	169のターゲット
11 住み続けられる まちづくりを 	11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

基本方向 4 社会全体で支える	
基本施策 1 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進 主要事業 1 地域におけるネットワークの形成 主要事業 2 地域活動の担い手の拡大	
基本施策 2 事業者と連携した取組の推進 主要事業 1 職場環境の整備 主要事業 2 事業者と連携した取組の推進	
基本施策 3 社会全体の意識啓発 主要事業 1 社会全体で子どもの育ちや子育てを支える意識の啓発 主要事業 2 男女共同参画による子育ての促進	
17の目標	169のターゲット
5 ジェンダー平等を 実現しよう 	5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
8 働きがいも 経済成長も 	8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

資料編

1 旭川市の子ども・子育てを取り巻く現状

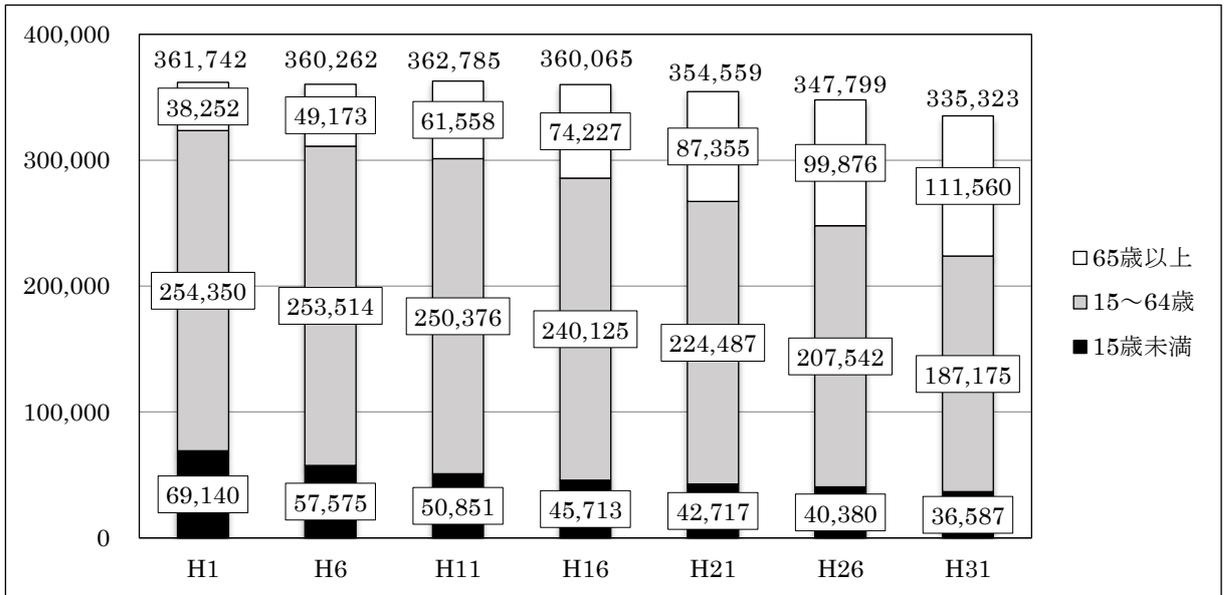
本市の子ども・子育てを取り巻く現状について、各種統計資料や子育て中の保護者を対象としたニーズ調査の結果等から整理します。

(1) 人口の状況

年齢3区分別の人口割合の推移をみると、15歳未満と15～64歳の割合が減少する一方、65歳以上の老年人口の割合は大きく増加しています。

15歳未満の人口は、平成元年の69,140人から、平成31年の36,587人と30年間で約32,000人減少しています。

(資料1) 旭川市 年齢3区分別の人口の推移 (単位：人)



人口割合	H1	H6	H11	H16	H21	H26	H31
□65歳以上	10.6%	13.6%	17.0%	20.6%	24.6%	28.7%	33.3%
■15～64歳	70.3%	70.4%	69.0%	66.7%	63.3%	59.7%	55.8%
■15歳未満	19.1%	16.0%	14.0%	12.7%	12.0%	11.6%	10.9%

※ 資料：住民基本台帳。各年4月1日現在（H21以前は3月31日現在）。

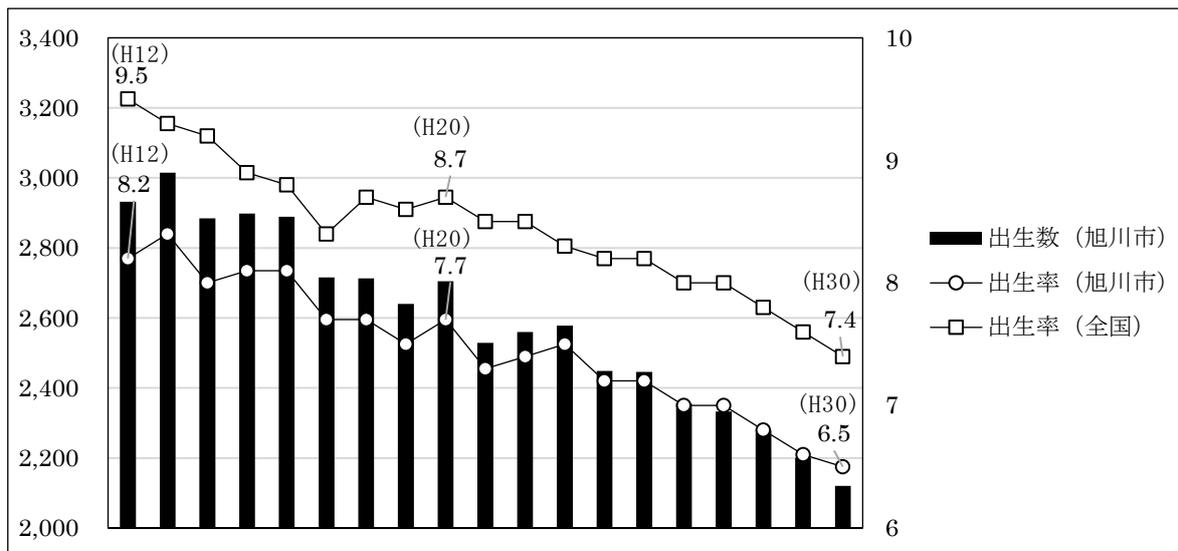
(2) 出生の状況

人口千人当たりの出生率は、出生数の減少に伴って低下しています。

合計特殊出生率について、近年は上昇の傾向がみられますが、全国の数値を下回って推移しています。

(資料2) 出生数及び出生率の推移 (平成12年～30年)

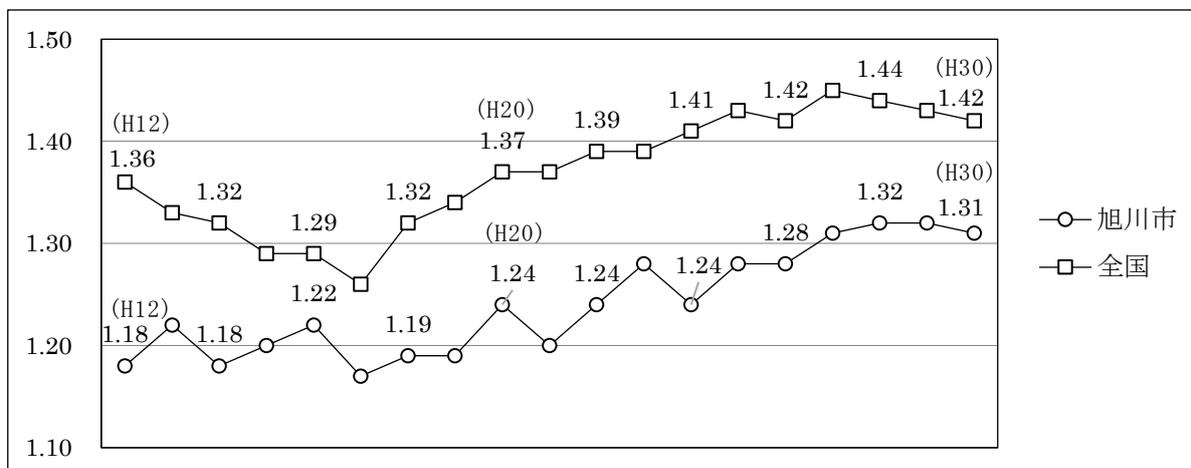
(単位: 人, ‰)



	H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30
出生数(旭川市)	2,932	2,884	2,889	2,713	2,705	2,560	2,449	2,356	2,280	2,120
出生率(旭川市)	8.2	8.0	8.1	7.7	7.7	7.4	7.2	7.0	6.8	6.5
出生率(全国)	9.5	9.2	8.8	8.7	8.7	8.5	8.2	8.0	7.8	7.4

※ 資料: 旭川市保健衛生年報

(資料3) 合計特殊出生率の推移 (平成12年～30年)

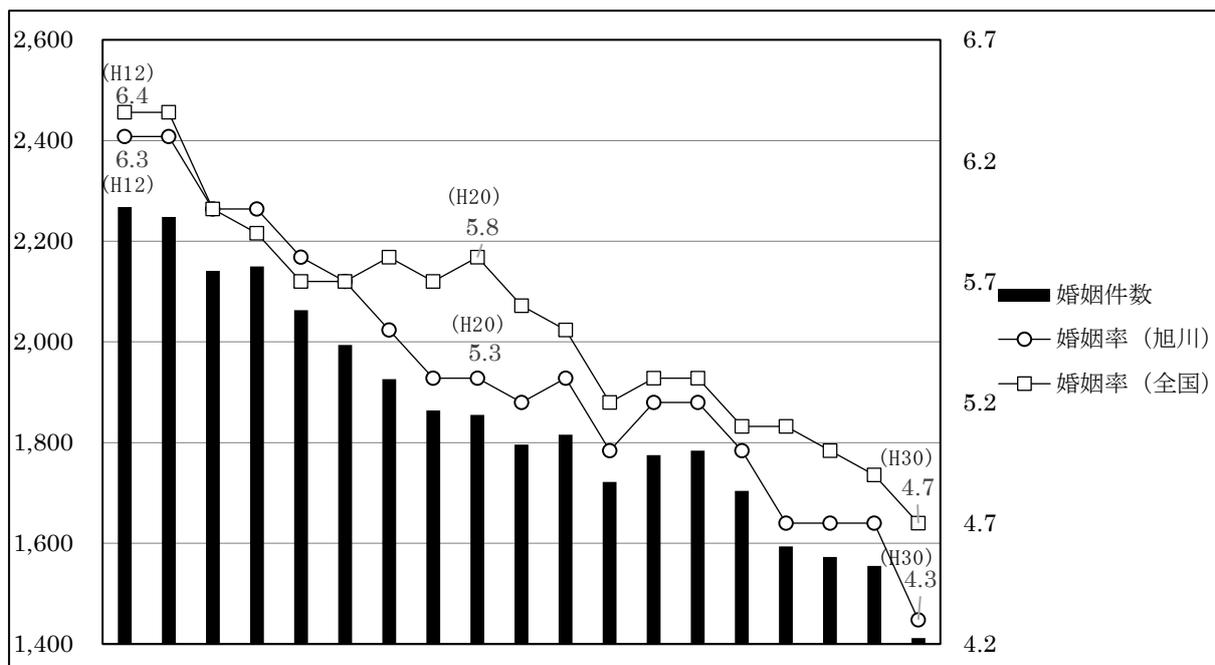


※ 資料: 旭川市保健衛生年報

(3) 婚姻の状況

人口千人当たり婚姻率について、平成17年以降は、全国を下回った数値で推移しています。また、平均初婚年齢は、全国に比べて早い傾向にあります。

(資料4) 婚姻件数及び婚姻率の推移 (平成12年~30年) (単位: 人, ‰)



	H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30
婚姻件数(旭川市)	2,268	2,141	2,063	1,926	1,855	1,816	1,775	1,704	1,573	1,412
婚姻率(旭川市)	6.3	6.0	5.8	5.5	5.3	5.3	5.2	5.0	4.7	4.3
婚姻率(全国)	6.4	6.0	5.7	5.8	5.8	5.5	5.3	5.1	5.0	4.7

※ 資料：旭川市保健衛生年報

(資料5) 平均初婚年齢の推移

・ 夫の平均初婚年齢 (単位: 歳)

	H25	H26	H27	H28	H29
旭川市	29.7	29.8	29.7	30.0	30.1
全国	30.9	31.1	31.1	31.1	31.1

・ 妻の平均初婚年齢 (単位: 歳)

	H25	H26	H27	H28	H29
旭川市	28.6	28.6	28.3	28.7	28.8
全国	29.3	29.4	29.4	29.4	29.4

※ 資料：旭川市保健衛生年報

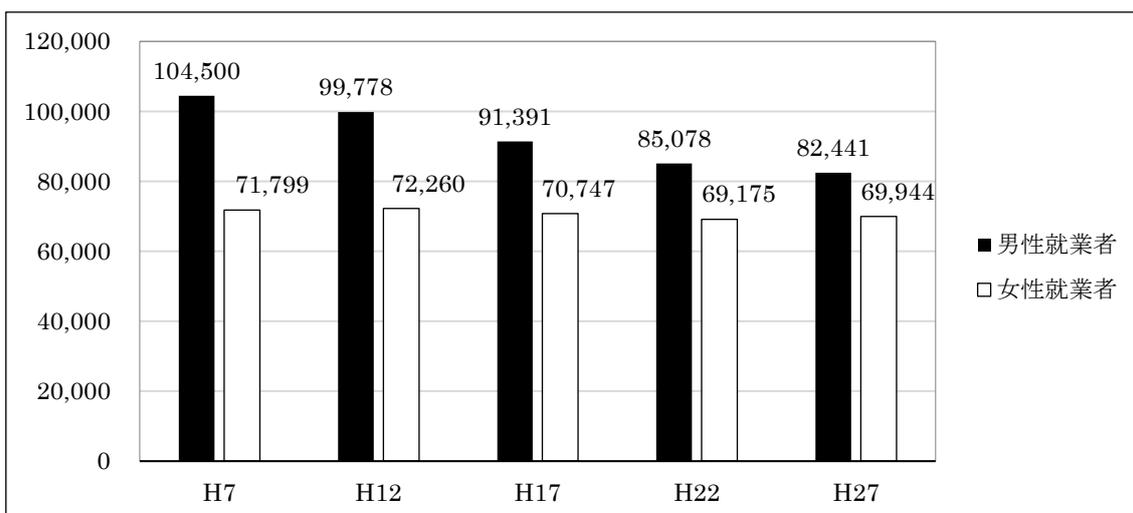
(4) 就業の状況

15歳以上の就業者数について、男性就業者は減少を続けていますが、女性就業者は近年増加に転じており、就業者全体に占める割合も高まっています。

母親の就労状況では、就学前児童をもつ母親と比較して、就学児（小学生）をもつ母親はパート・アルバイト勤務の割合が大きく、フルタイム勤務と合わせると7割以上が就労しています。

(資料6) 男女別15歳以上就業者数の推移

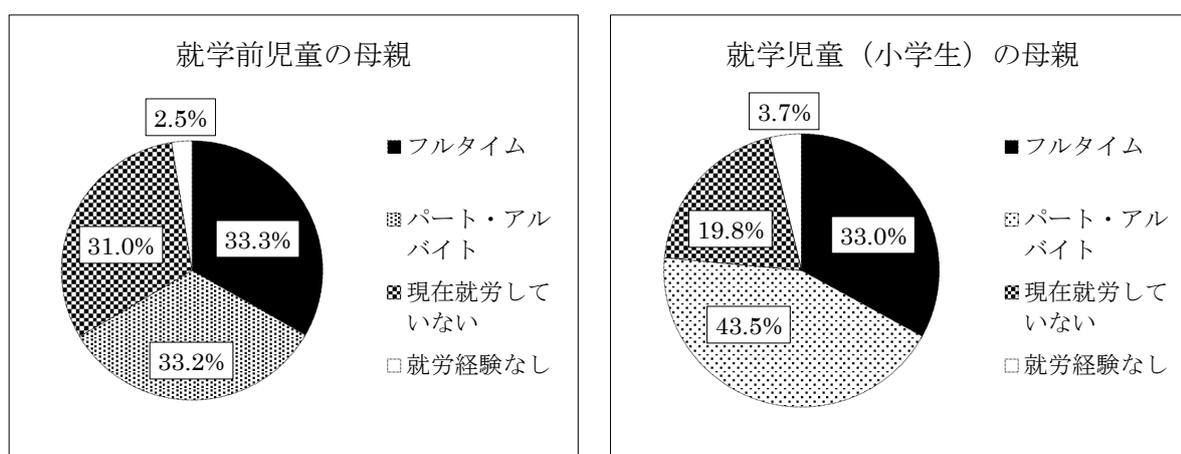
(単位：人)



就業者全体に占める割合	H7	H12	H17	H22	H27
■ 男性就業者	59.3%	58.0%	56.4%	55.2%	54.1%
□ 女性就業者	40.7%	42.0%	43.6%	44.8%	45.9%

※ 資料：国勢調査

(資料7) 就学前児童及び就学児童（小学生）を持つ母親の就労状況



※ 資料：ニーズ調査結果報告書（H30）。

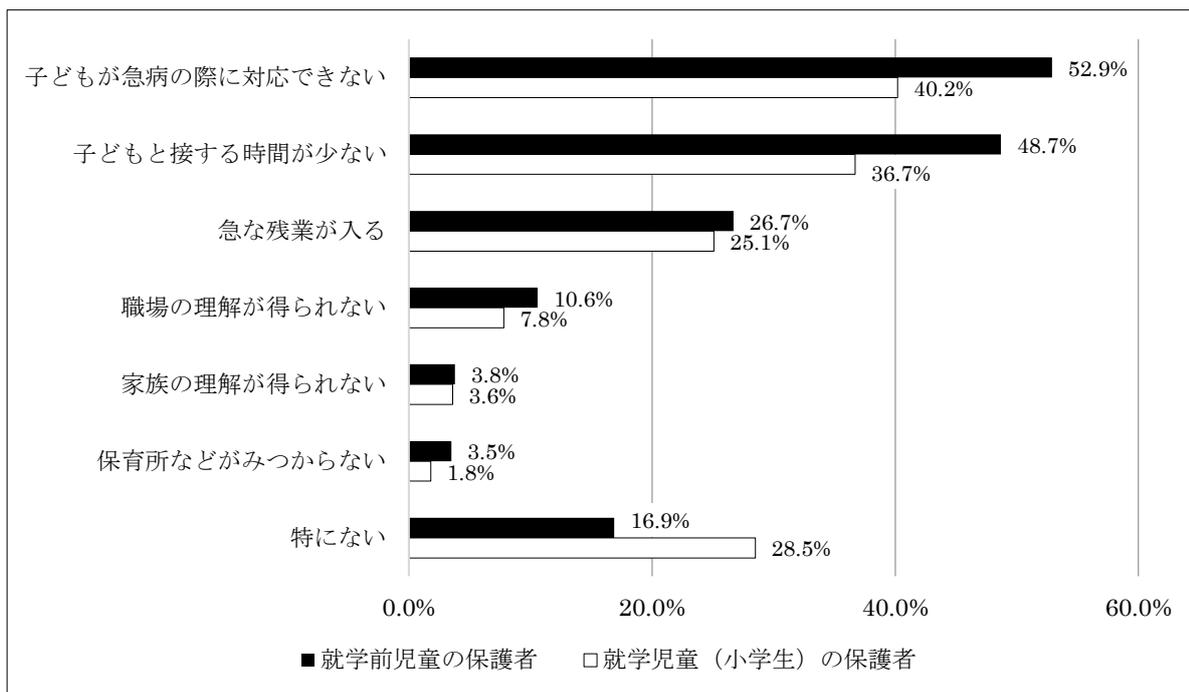
フルタイム及びパート・アルバイトには、産休・育休・介護休業中の者を含む。

(5) 労働環境の状況

仕事と子育てを両立させるうえで大変だと感じることで、保護者の半数近くが「子どもが急病の際に対応できない」と回答しています。

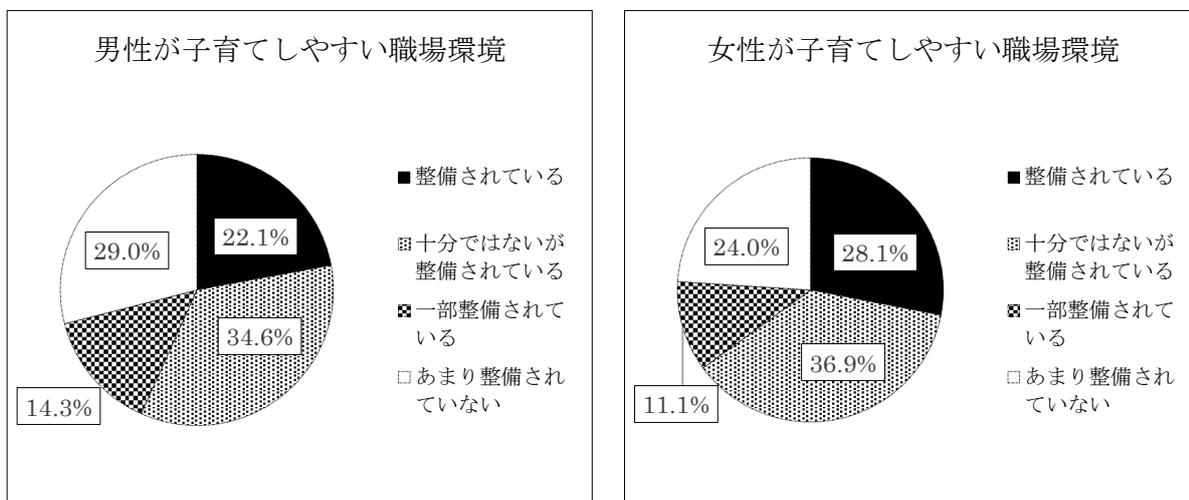
また、従業員が子育てしやすい職場環境の整備状況として、「整備されている」と回答した割合は、男性従業員で2割程度、女性従業員で3割程度に留まっています。

(資料8) 仕事と子育てを両立させるうえで大変だと感じること



※ 資料：ニーズ調査結果報告書 (H30)

(資料9) 従業員が子育てしやすい職場環境



※ 資料：旭川市労働基本調査 (H29)

2 子育て環境について

子育て中の保護者の不安感や子育て環境に対する満足度について、ニーズ調査の結果を基に整理します。

(1) 子育て中の保護者の不安感

ア 就学前児童を持つ保護者の状況

【子どもに関する悩み】

- ・ 「子どもの教育に関すること」を選択した割合が最も高く、就学前児童を持つ保護者に対して、就学後を見据えた教育に関する助言や情報提供が必要です。
- ・ 「発達・発育に関すること」と「食事や栄養に関すること」を選択した割合は、小学校児童を持つ保護者と比べて高く、乳幼児健康診査や関連する相談業務等により、保護者の不安を和らげたり、子どもにとって望ましい支援につなげていく取組の充実が必要です。

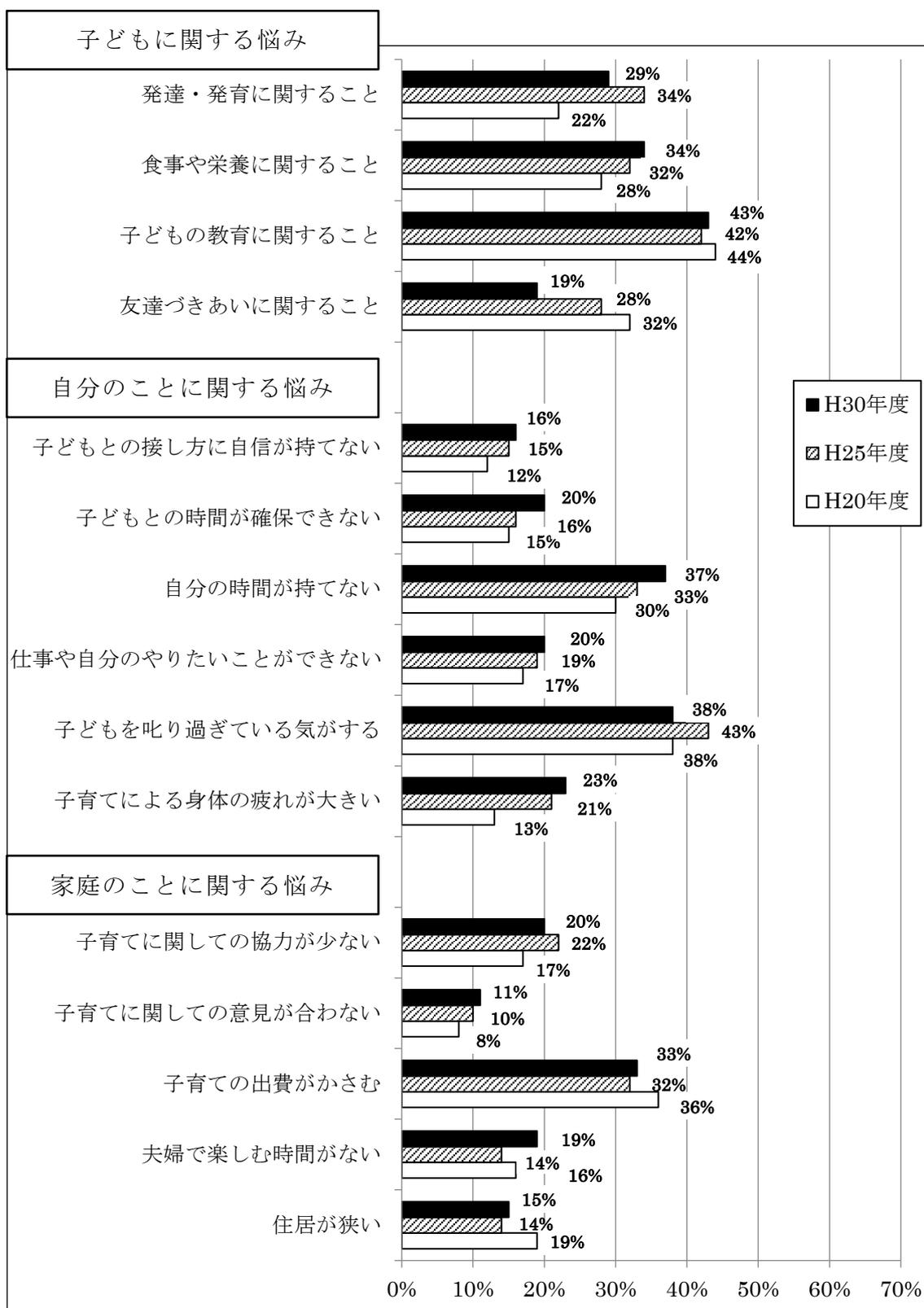
【自分のことに関する悩み】

- ・ 「子どもを叱り過ぎている気がする」を選択した割合は、前回調査時と比べて減少していますが、項目の中で最も高い割合となっており、身近な場所で、気掛かりと感じた段階で不安を軽減する取組が必要です。
- ・ 「自分の時間が持てない」や「子育てによる身体の疲れが大きい」などを選択した割合が前回調査時と比べて増加しています。

【家庭のことに関する悩み】

- ・ これまでの調査時と同様、「子育ての出費がかさむ」を選択した割合が最も高く、30%台を推移しています。

(資料10) 就学前児童を持つ保護者が感じている悩み



※ 資料：ニーズ調査結果報告書 (H30)

イ 就学児童（小学生）を持つ保護者の状況

【子どもに関する悩み】

- ・ これまでの調査時と同様、「子どもの教育に関すること」と「友達づきあいに関すること」を選択した割合が高い状況にあります。これらの項目は、就学前児童を持つ保護者においても選択した割合が高く、関係部局が連携して、情報提供や相談体制の充実に取り組んでいくことが必要です。

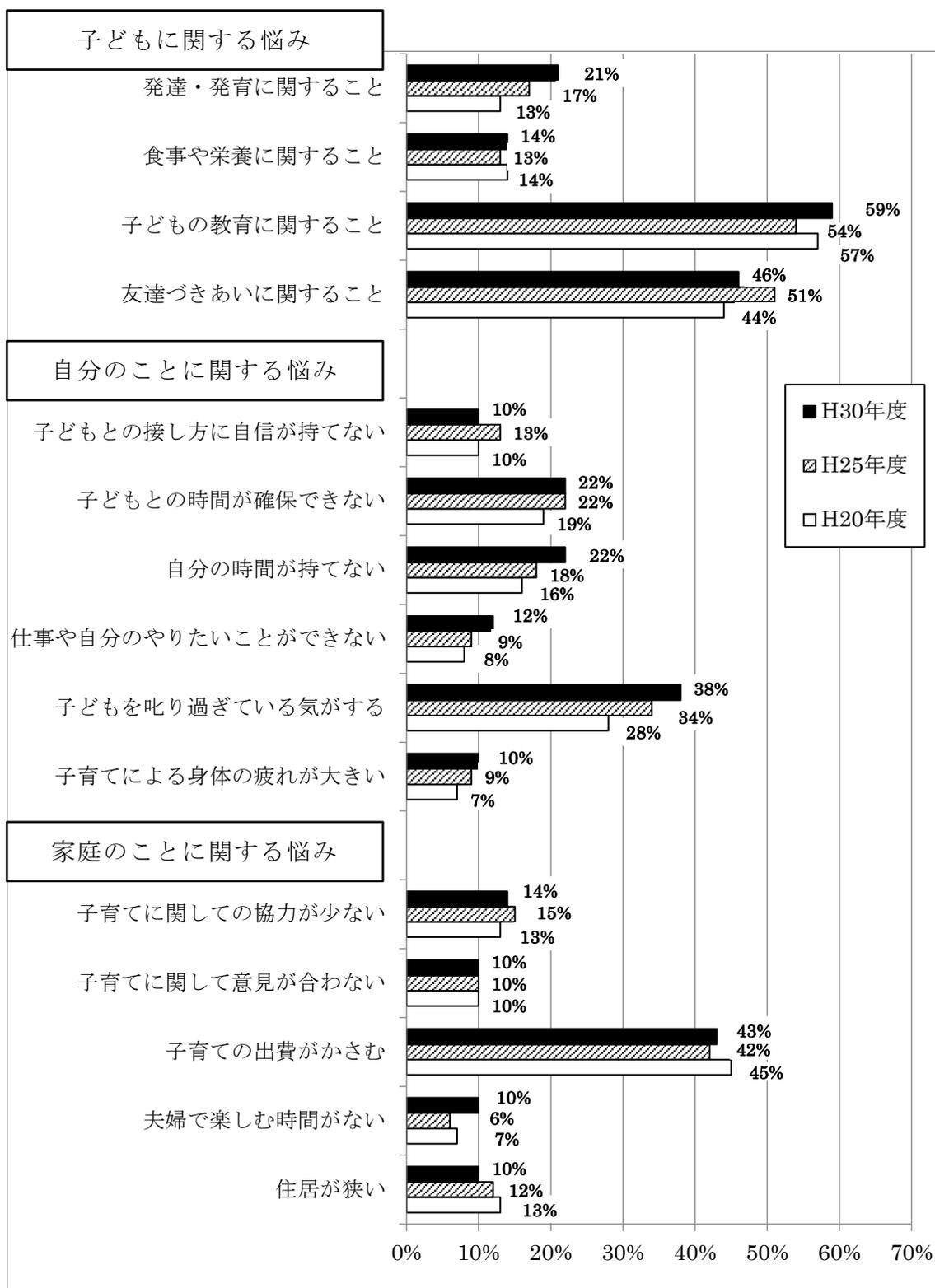
【自分のことに関する悩み】

- ・ 「自分の時間が持てない」と「子どもとの接し方に自信が持てない」を選択した割合が前回調査時と比べて増加しています。

【家庭のことに関する悩み】

- ・ これまでの調査時と同様、「子育ての出費がかさむ」を選択した割合が最も高くなっています。

(資料 1 1) 就学児童（小学生）を持つ保護者が感じている悩み



※ 資料：ニーズ調査結果報告書（H30）

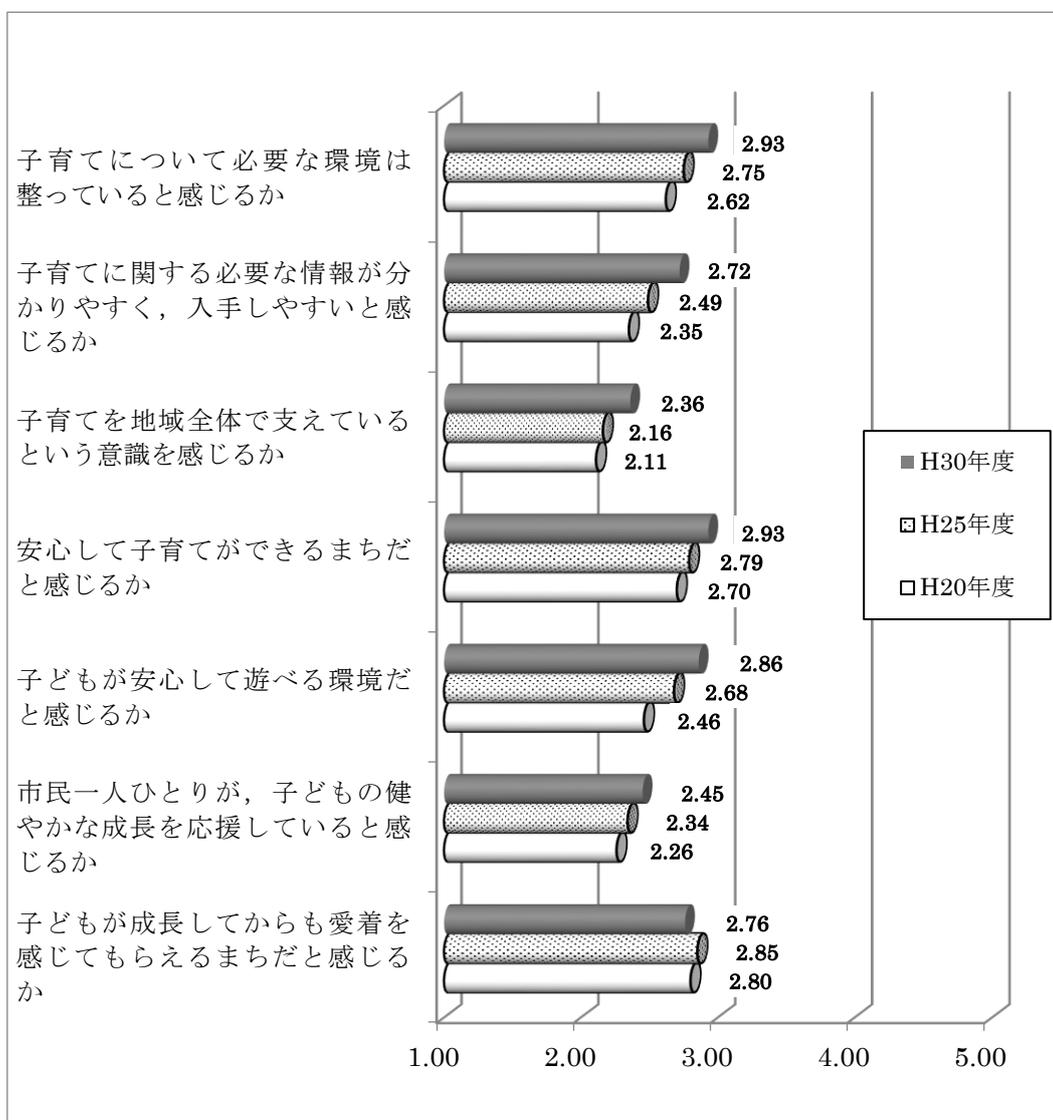
(2) 子育て環境の満足度について

ア 就学前児童を持つ保護者の状況

各項目についての満足度を、1（低い）から5（高い）までで質問したところ、就学前児童を持つ保護者については、7つの項目のうち6つの項目について、前回調査時と比べて満足度が高くなっています。

しかしながら、依然として、いずれの項目も中間点（3）以下の状況であり、特に、「子育てを地域全体で支えているという意識を感じるか」の項目は満足度が低い状況にあります。

（資料12）旭川市で子育てを行っている中での満足度（就学前児童の保護者）



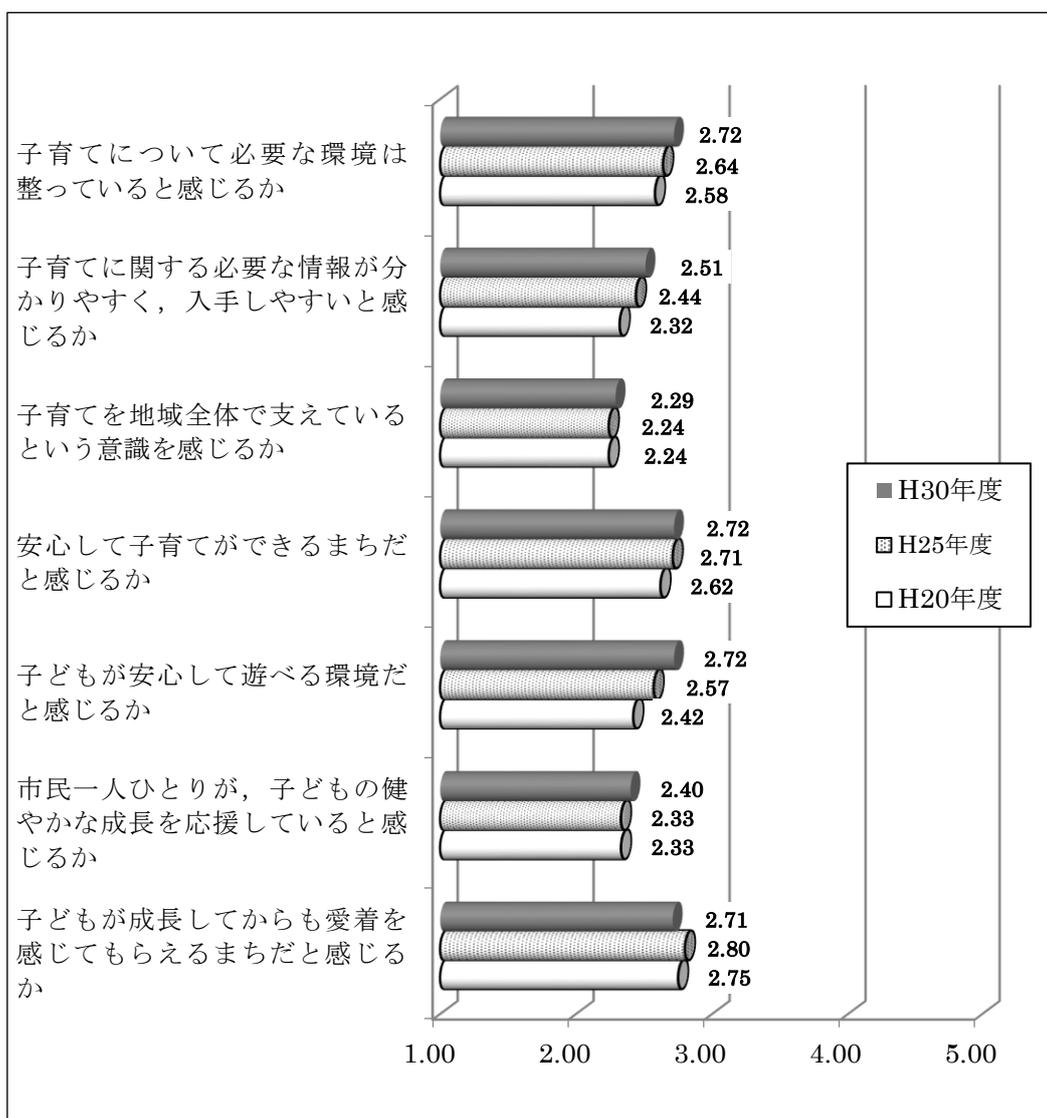
※ 資料：ニーズ調査結果報告書（H30）

イ 就学児童（小学生）を持つ保護者の状況

就学前児童を持つ保護者と同様に、「子どもが成長してからも愛着を感じてもらえるまちだと感じるか」の項目を除いた、6つの項目が、前回調査時と比べて満足度が高くなっています。

なお、依然として、いずれの項目も中間点（3）以下の状況にあります。

（資料13）旭川市で子育てを行っている中での満足度（就学児童の保護者）



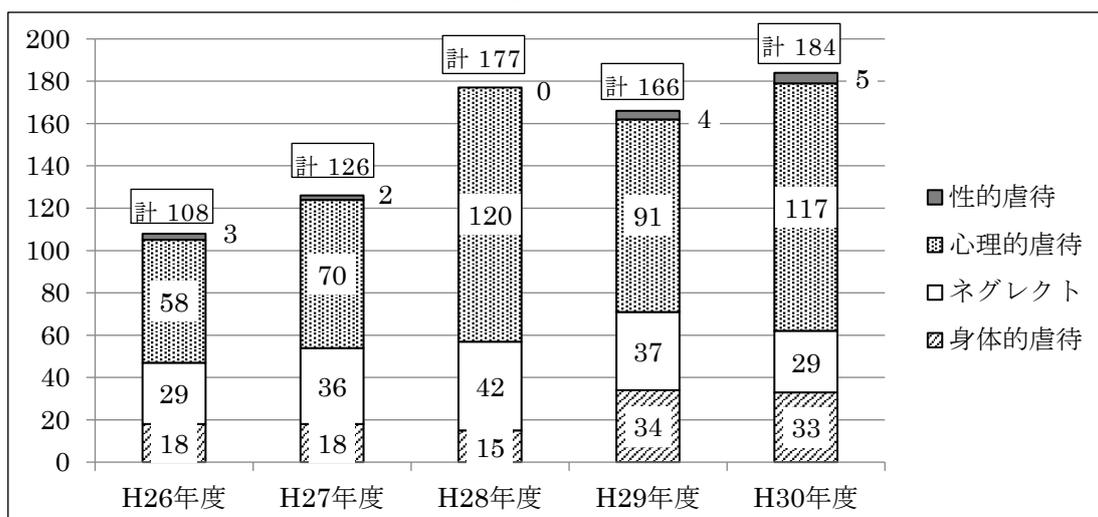
※ 資料：ニーズ調査結果報告書（H30）

3 子どもの育ちについて

(1) 児童虐待

全国と同様，本市においても児童虐待に関する相談が増加傾向にあり，虐待種別では心理的虐待が増加しています。

(資料14) 旭川市における種別児童虐待対応件数 (単位：件)

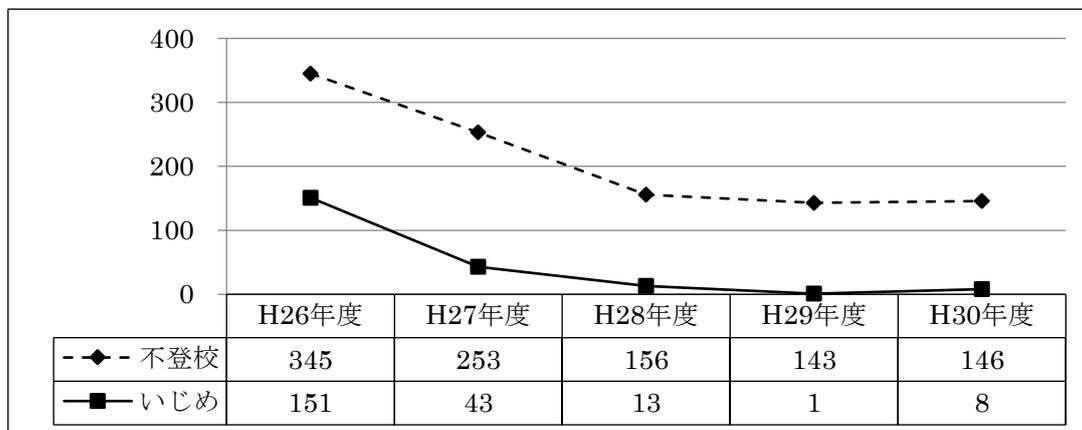


※ 資料：子育て支援部資料

(2) 不登校及びいじめ

本市における不登校及びいじめの相談件数は，減少傾向にあります。

(資料15) 旭川市子ども総合相談センターにおける不登校・いじめの相談延べ件数の推移 (単位：件)

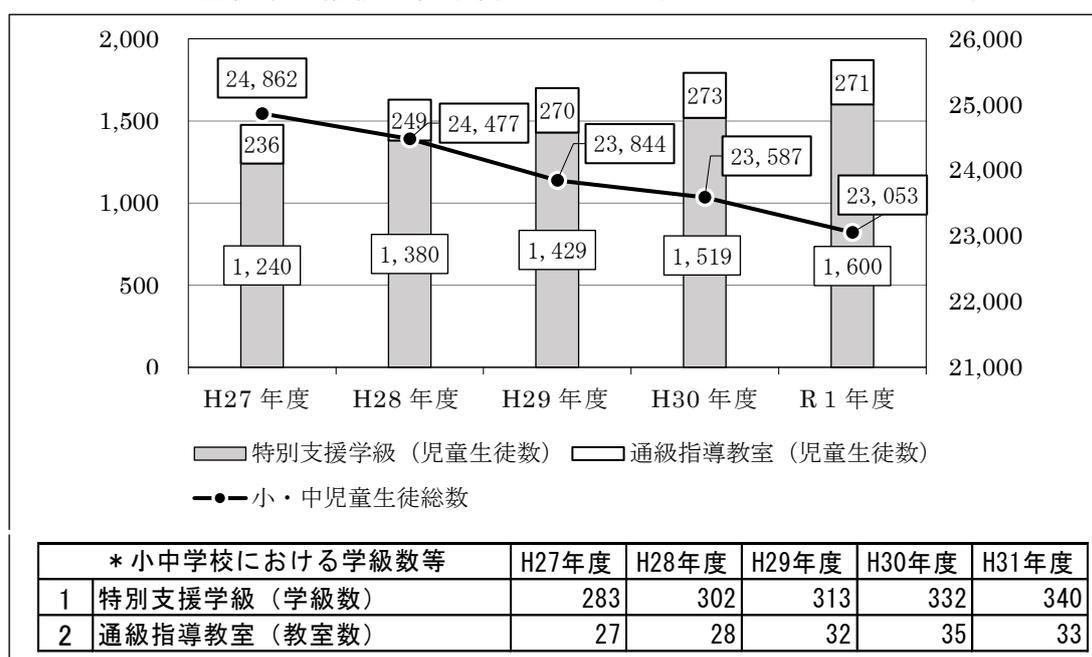


※ 資料：子育て支援部資料

(3) 特別支援学級及び通級指導教室の状況

本市における特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数は、いずれも増加傾向にあり、平成27年度と令和元年度を比較すると、小学校と中学校を合わせて395人増加しています。

(資料16) 旭川市 小中学校における特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数の推移 (各年度5月1日現在) (単位:人)



※ 資料: 旭川市の教育

(4) 就職の状況

新規高校卒業者の就職内定率は上昇傾向にあり、平成30年度は99.7%と高い状況になっています。ただし、北海道における新規就職者の3年以内の離職状況は、新規高卒者、新規大卒者において、離職率は全国平均よりも高い状況にあります。

(資料17) 新規高校卒業者の就職内定率の推移 (単位:%)

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
84.3	88.9	89.8	94.2	97.0	96.8	98.0	98.7	99.3	99.7

※ 資料: 新規学校卒業者の職業紹介状況 (ハローワーク旭川)。

各年度3月末。旭川公共職業安定所管内分。

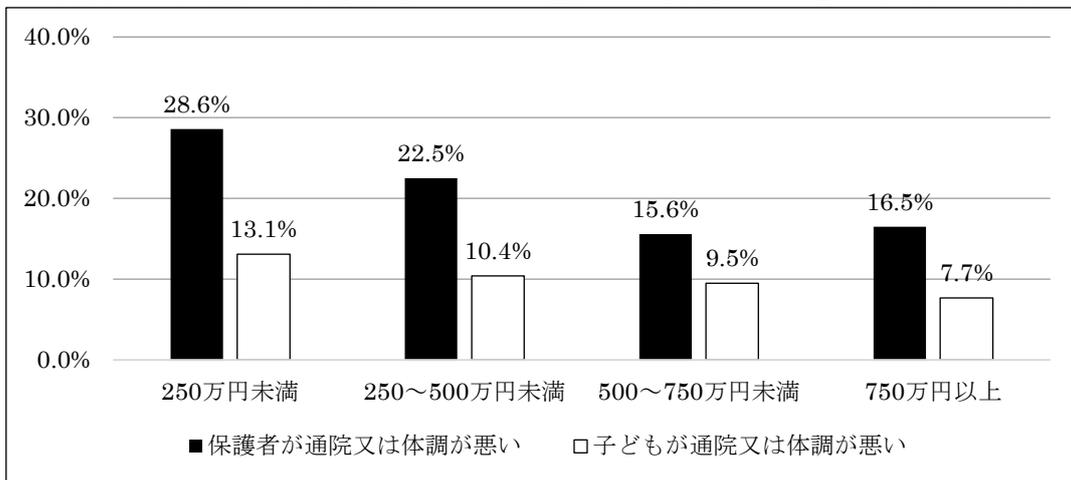
4 子どもの生活実態について

ここでは、子どもの貧困に係る生活の実態として、平成29年度に実施したアンケート調査（子どもの生活実態調査）の結果を基に整理します。

（1）健康状態

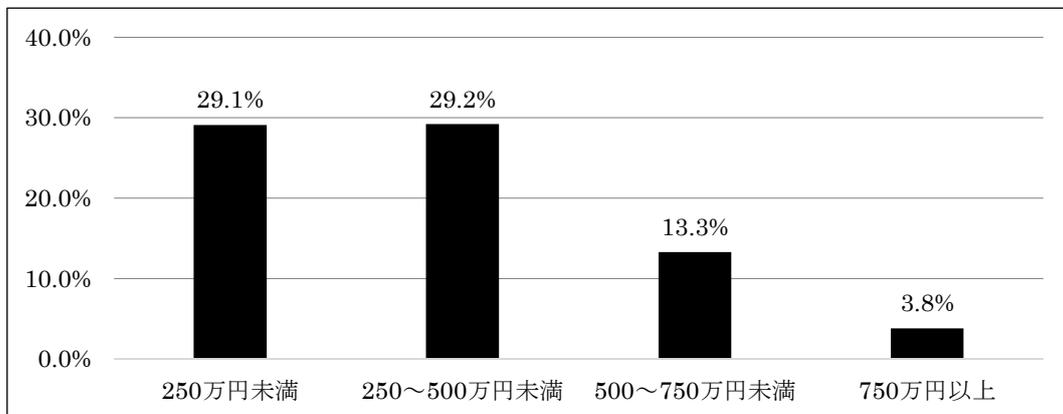
年収が低くなるにつれて、健康状態がよくない割合が、保護者・子どもともに高くなっています。また、子どもを病院に受診させられなかった経験のある人は全体の19.1%でみられ、年収が低いほど、その理由として「お金がなかった」とする割合が高くなっています。

（資料18）現在の健康状態として「通院又は体調が悪い」と回答した割合



※ 資料：旭川市子どもの生活実態調査結果報告書（H29）

（資料19）子どもを受診させられなかった理由として「お金がなかった」と回答した割合

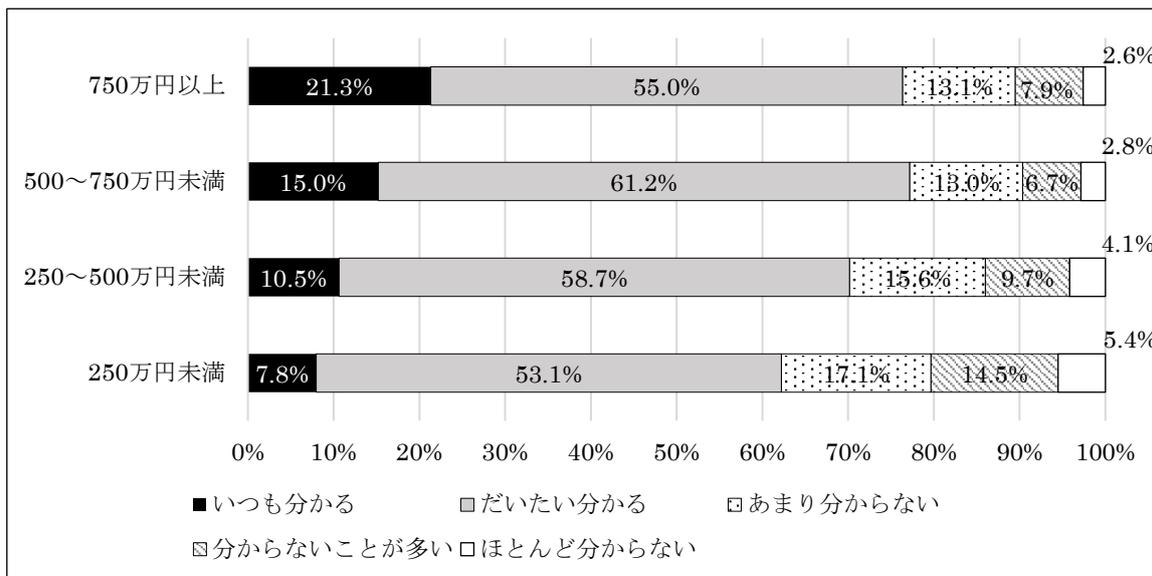


※ 資料：旭川市子どもの生活実態調査結果報告書（H29）

(2) 学習状況

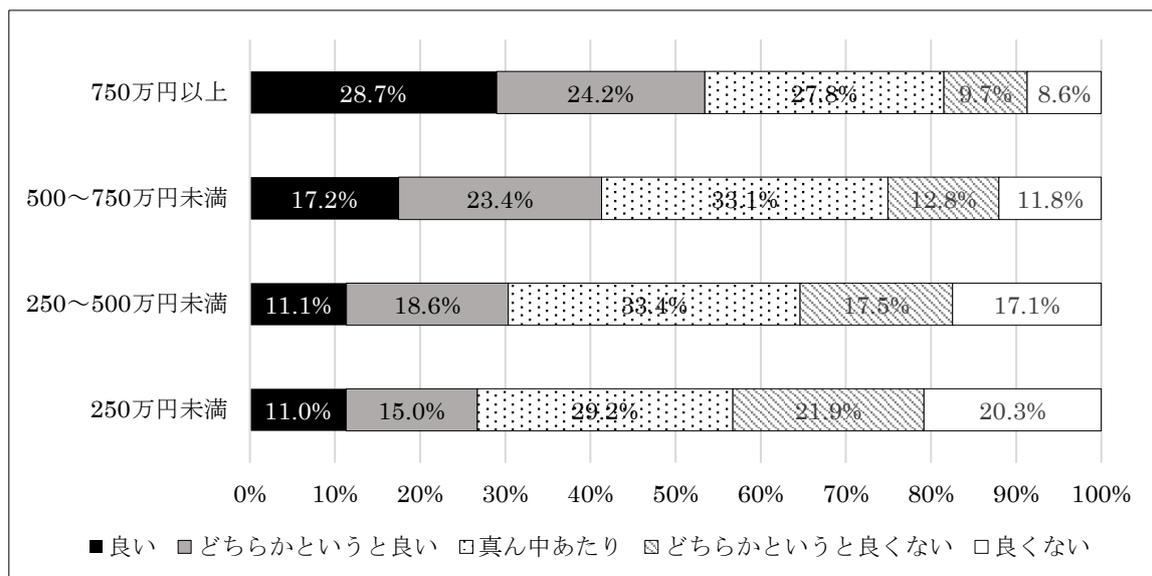
学習状況では、「授業の理解度」「自分の成績」ともに年収階層による差がみられ、年収が高い世帯の子どもほど、肯定的な回答となっています。

(資料20) 授業の理解度



※ 資料：旭川市子どもの生活実態調査結果報告書（H29）

(資料21) 自分の成績

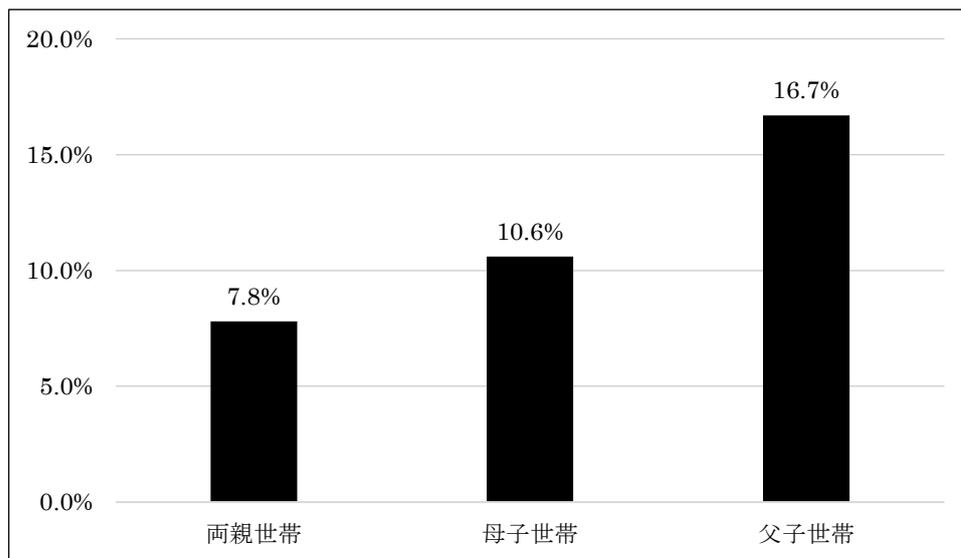


※ 資料：旭川市子どもの生活実態調査結果報告書（H29）

(3) 子どもの家庭生活

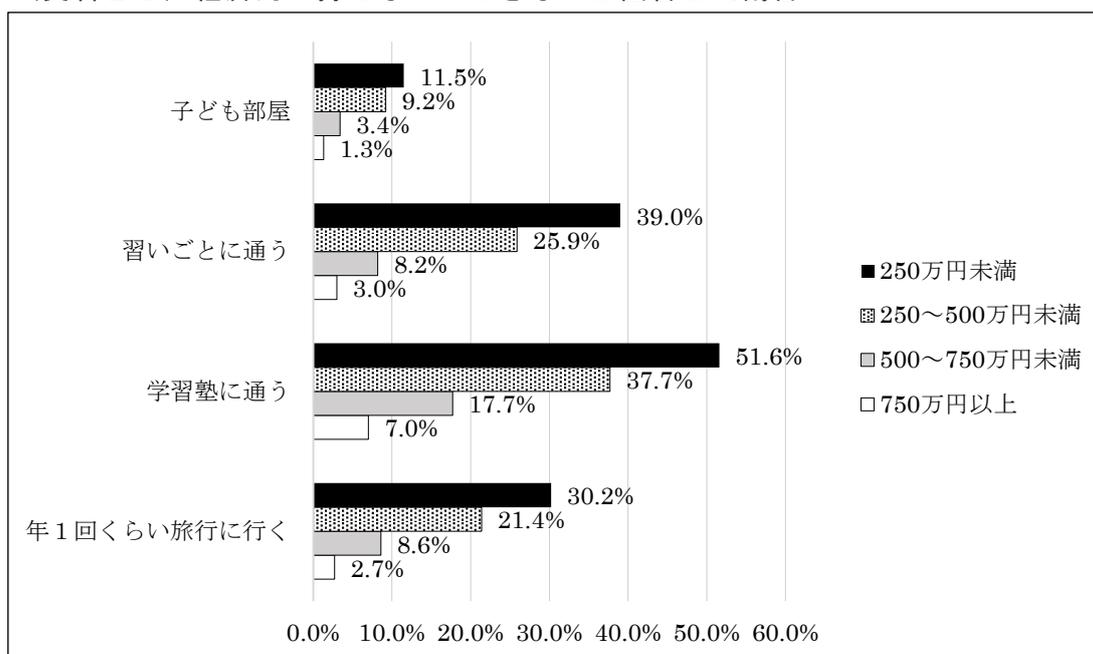
子どもが夕食を「一人で食べる」と回答した割合は、両親世帯よりも母子・父子世帯で高くなっています。また、子ども部屋の有無、塾や習いごと、家族旅行などの、子どもの生活環境や学習環境、経験において、年収階層による差がみられます。

(資料22) 夕食を「一人で食べる」と回答した割合



※ 資料：旭川市子どもの生活実態調査結果報告書（H29）

(資料23) 経済的に持てない・できないと回答した割合

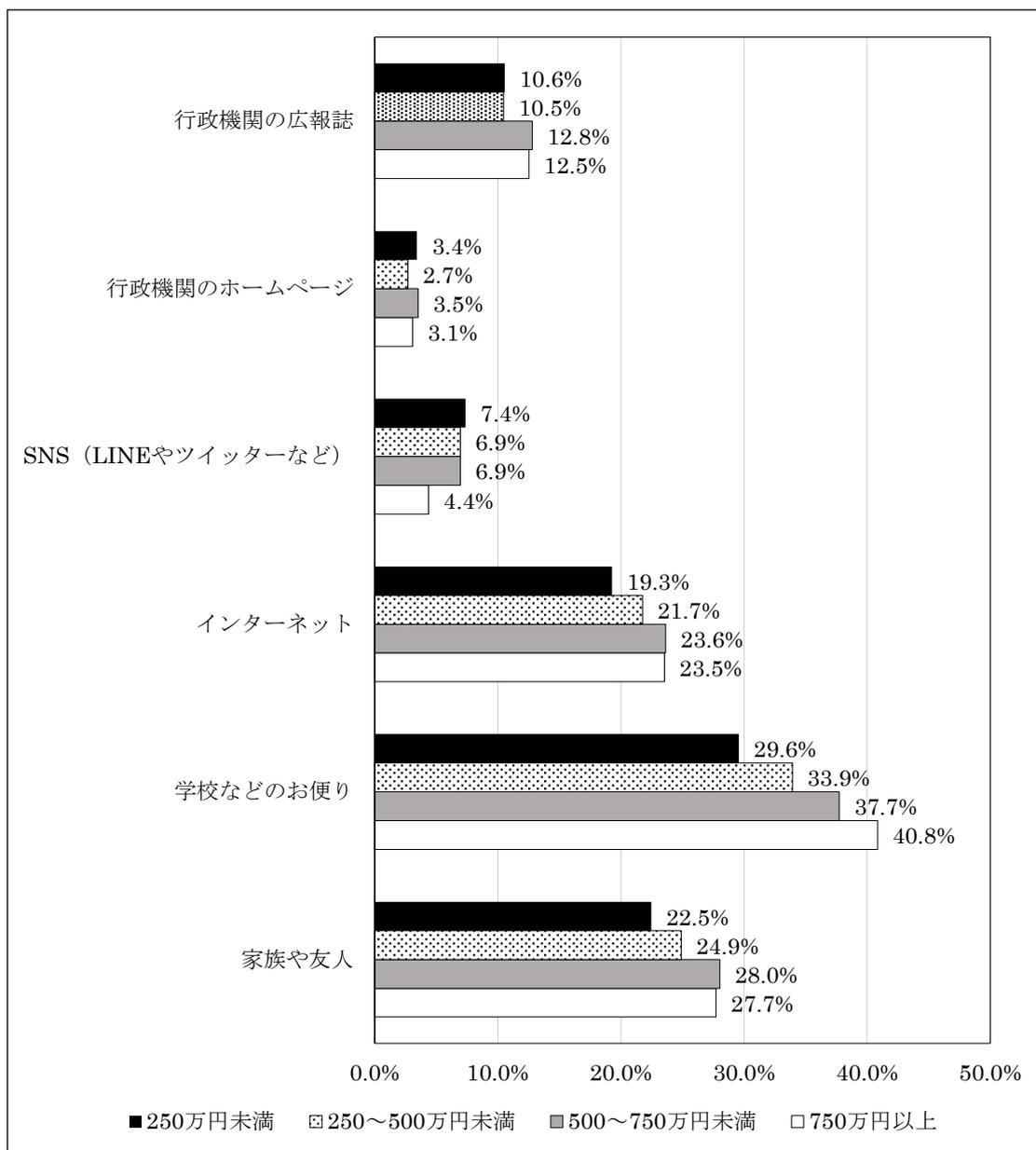


※ 資料：旭川市子どもの生活実態調査結果報告書（H29）

(4) 制度等の情報

子育てに関する制度等の情報を得る手段は、年収階層による差がみられ、年収が高い世帯ほど様々な媒体から情報を入手しています。

(資料24) 子育て施策の情報を得るために参考とする頻度として「よくある」と回答した割合



※ 資料：旭川市子どもの生活実態調査結果報告書（H29）

5 プランの文言整理

(1) プランにおける基本的な文言

子ども	対象とする年齢については慣習や法制によって異なっているが、プランにおいては、母体に子どもを宿した状態から概ね18歳未満の者とし、子どもと児童の使い分けについては、子どもの年齢によって限定せず、総称的に使用する場合に子どもとする。
大人	概ね18歳以上の者。
子育て	様々な年齢の子どもの養育全般。
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者（児童福祉法第6条）。
妊産婦	妊娠中又は出産後1年以内の女子（児童福祉法第5条）。
児童	満18歳に満たない者（児童福祉法第4条）
乳児	児童のうち、満1歳に満たない者（児童福祉法第4条）。
幼児	児童のうち、満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者（児童福祉法第4条）。
少年	児童のうち、小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者（児童福祉法第4条）
青年	大学等高等教育機関に在学する者及びこれと同年齢の者。

(2) その他の文言

<ア行>

育児サークル	子どもやその保護者同士が交流する場で、一定の登録基準を満たし、適切な活動であると認める団体を登録し、活動を支援している。
医療的ケアが必要な子ども	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを受けながら、在宅生活を送る子ども。

<カ行>

学習支援	子どもの学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のための取組。
北彩都子ども活動センター	青少年の活動，子育て支援及び地域住民の日常生活の充実に寄与することを目的とした施設。
キッズ・ゾーン	保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため，小学校等のスクールゾーンに準じて設置を予定するもの。
給付型奨学金	教育費負担の軽減を図り，子どもたちが安心して教育を受けられるよう教育機会の均等に寄与することを目的とした，高校等に入学した子どもを持つ世帯に対する返済を要しない奨学金。
コーホート変化率法	コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について，過去における実績人口の動勢から変化率を求め，それに基づき将来人口を推計する方法。
子育てサロン	子どもやその保護者同士が交流する場で，地区民生児童委員協議会や地区社会福祉協議会など，地域の人たちが運営している。
子ども・子育て支援法	子どもを産み，育てやすい社会の創設を目的として制定され，質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供，保育の量的拡大と確保，教育・保育の質的改善，地域の子ども・子育て支援の充実に主たる内容としている。
子ども医療費の助成	中学校卒業までの子どもについて，健康保険適用の医療費自己負担額の全部又は一部を助成。
子ども条例	子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現に寄与することを目的として制定した条例。
子ども食堂	子どもに食事を提供し，共に食卓を囲み，団らんの場を提供する活動。
子ども総合相談センター	子ども及び子育てに関する相談機能の充実に図るとともに，地域における子育て支援を推進し，子どもの健やかな成長に寄与することを目的とした施設であり，子ども・子育てに関する相談支援や情報提供などを行っている。
子どもの生活実態調査	子どもの生活環境や家庭の実態を把握することにより，本市の課題や特性を踏まえた子どもの貧困に係る施策展開の基礎資料とすることを目的とした調査。
子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策を総合的に推進するため，教育・生活・就労・経済的支援などの施策について規定した法律。
コミュニティ・スクール	教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される学校運営協議会を設置している学校。一定の権限と責任を持って，学校運営の基本方針を承認し，教育活動について意見を述べるができる。

<サ行>

次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律。
市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めるもので、子ども・子育て支援法により市町村等に策定が義務付けられている。
児童虐待	保護者がその監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待を行うこと。
児童センター	児童福祉法に定められている児童福祉施設で、安全に遊びながら、情操豊かな健全な児童を育てることを目的とした施設。
児童の権利に関する条約	1989年11月20日に国連総会で採択され、日本では1994年5月22日から効力が発生している。本条約は、世界の多くの児童が、今日なお貧困、飢餓などの困難な状況に置かれていることに鑑み、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもの。
児童養護施設	保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設。
市民アンケート	市政や市民生活に関する市民意識等について把握し、本市の市政運営やまちづくりの基礎資料とすることを目的とした調査。
助産施設	健康上、必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産が受けられない場合に、助産を受けることができる施設。
新・放課後子ども総合プラン	「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による児童の安全安心な居場所の確保を図ることを目指す計画。
スクールカウンセラー	学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う者。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する者。
スクールゾーン	登下校の交通事故から子どもを守るため、小学校等の周囲における安全対策として設置した地域。
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ることを目的として、生活困窮者に対する相談支援や住宅確保などの支援について規定した法律。

<タ行>

待機児童	入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童。
地域子育て支援センター	子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、地域における育児相談や、子育て親子の交流等を促進する子育て支援の拠点となる施設。
適応指導教室	不登校又はその傾向にある児童生徒の学校復帰や自立を図るため、児童生徒及び保護者への支援とともに、豊かな情操と社会性を育む指導を行う教室。
特別支援教育	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

<ナ行>

ニーズ調査	子育て支援に関する取組の利用状況や利用希望などを把握し、子どもが健やかに育つ環境づくりの基礎資料とすることを目的とした調査。
認可外保育施設	乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設。
認可保育所	保護者が就労や病気等のため家庭で保育することができない乳幼児を、保護者に代わって保育する児童福祉施設。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つことで教育と保育を一体的に行う施設。

<ハ行>

発達障害	自閉症、学習障害などの脳機能の障害であり、通常、低年齢において発現するもの。
放課後児童クラブ	放課後、家に帰っても、保護者が仕事などで家庭にいない小学生を受け入れ、遊びなどを通じて生活習慣を養う場。
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭及び父子家庭等の福祉に関する原理を明らかにするとともに、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって福祉の向上を図ることを目的とした法律。
母子家庭等・自立支援センター	母子家庭の母及び父子家庭の父等に、自立目標や支援内容等について自立支援計画書を策定し、就業に関するセミナーの開催、就業情報の提供等の就労支援サービスを行う。

<ヤ行>

幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳児は全世帯，0歳から2歳児は住民税非課税世帯を対象として，認可保育所などの利用料を無償とするもの。
-------------	---

<ラ行>

労働基本調査	旭川市内の企業における従業員の雇用実態を把握し，今後の労働条件等の改善及び労働力の確保・定着を図ることを目的とした賃金をはじめ諸労働条件の調査。
--------	--

6 プランの策定経過

(1) プランの策定体制

ア 第2期旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会

プランの策定に当たり、旭川市子ども・子育て審議会において「第2期旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会」を設置し、令和元年6月から8回にわたり調査審議を行い、骨子に関する答申を経て、同年12月に最終答申を行いました。

なお、本部会は、子ども・子育て支援法第77条に基づく市町村等における合議制の機関を兼ねています。

第2期旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会委員名簿

(敬称略 50音順)

氏名	所属団体等
會田 真助	公募
赤坂 秀彦	北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室
荒木関 栄	旭川市青少年育成部連絡協議会
飯田 隆史	公募
石ヶ森 孝順	旭川市小学校長会
石河 博子	小規模保育事業
岡本 千晴	旭川おとな食堂
○ 片桐 正敏	北海道教育大学旭川校教育発達専攻
川口 勤	旭川商工会議所
後藤 幸訓	連合北海道旭川地区連合会
小山 英明	旭川私立幼稚園協会
◎ 佐藤 貴虎	旭川大学短期大学部幼児教育学科
諏訪 清隆	旭川小児科医会
田中 眞智子	旭川市母子福祉連合会
宮崎 啓	公益社団法人旭川民間保育所相互育成会

「◎」部会長、「○」職務代理委員

イ 旭川市子育て支援会議幹事会

全庁的に共通認識を持って関連施策を推進するため、関係課長24名から構成する子育て支援会議幹事会において、協議を行いながら策定しました。

(2) プラン策定の経過

時 期	内 容	
平成 29 年 7 月 3 日	旭川市子どもの生活実態調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 平成 29 年 7 月 3 日～7 月 21 日 ・調査の実施状況 配布 19,782 件, 回収 14,497 件 回収率 73.3%
平成 30 年 11 月 16 日	旭川市子ども・子育てプランに関するニーズ調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 平成 30 年 11 月 16 日～12 月 7 日 ・調査の実施状況 配布 5,100 件, 回収 2,432 件 回収率 47.7%
令和元年 5 月 21 日	旭川市子育て支援会議幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期旭川市子ども・子育てプランの骨子について協議
令和元年 6 月 6 日	旭川市子ども・子育て審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会の設置 ・第 2 期旭川市子ども・子育てプランの骨子について諮問
令和元年 6 月 12 日	第 2 期旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会（第 1 回）	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項の説明 ・第 2 期旭川市子ども・子育てプランの骨子について調査審議
令和元年 6 月 17 日	第 2 期旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会（第 2 回）	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期旭川市子ども・子育てプランの骨子について調査審議
令和元年 6 月 27 日	第 2 期旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会（第 3 回）	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期旭川市子ども・子育てプランの骨子について調査審議 ・答申のとりまとめ
令和元年 7 月 3 日	骨子の答申を受理	
令和元年 7 月 4 日	旭川市子ども・子育て審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期旭川市子ども・子育てプランの骨子について答申を報告
令和元年 9 月 25 日	育児サークル等への調査を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和元年 9 月 25 日～10 月 31 日 ・配布 85 件, 回収 29 件 回収率 34.1%
令和元年 9 月 27 日	旭川市子育て支援会議幹事会（書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期旭川市子ども・子育てプランの全体版について協議

時 期	内 容	
令和元年 10 月 24 日	旭川市子ども・子育て 審議会	・ 第 2 期旭川市子ども・子育てプラン の全体版について諮問
令和元年 11 月 1 日	第 2 期旭川市子ども・ 子育てプラン策定専門 部会（第 4 回）	・ 諮問事項の説明 ・ 第 2 期旭川市子ども・子育てプラン の全体版について調査審議
令和元年 11 月 5 日	第 2 期旭川市子ども・ 子育てプラン策定専門 部会（第 5 回）	・ 第 2 期旭川市子ども・子育てプラン の全体版について調査審議
令和元年 11 月 12 日	第 2 期旭川市子ども・ 子育てプラン策定専門 部会（第 6 回）	・ 第 2 期旭川市子ども・子育てプラン の全体版について調査審議
令和元年 11 月 19 日	第 2 期旭川市子ども・ 子育てプラン策定専門 部会（第 7 回）	・ 第 2 期旭川市子ども・子育てプラン の全体版について調査審議
令和元年 11 月 29 日	第 2 期旭川市子ども・ 子育てプラン策定専門 部会（第 8 回）	・ 第 2 期旭川市子ども・子育てプラン の全体版について調査審議 ・ 答申のとりまとめ
令和元年 12 月 9 日	全体版の答申を受理	
令和元年 12 月 23 日	旭川市子ども・子育て 審議会	・ 第 2 期旭川市子ども・子育てプラン の全体版について答申を報告
令和 2 年 1 月 23 日	旭川市子育て支援会議 幹事会（書面）	・ 意見提出手続の実施を報告
令和 2 年 1 月 27 日	意見提出手続（パブリ ックコメント）の実施	・ 実施期間 令和 2 年 1 月 27 日～2 月 27 日 ・ 意見提出数 6 件（個人 3 名）
令和 2 年 3 月 26 日	第 2 期旭川市子ども・ 子育てプランを決定	
令和 2 年 3 月 30 日	旭川市子育て支援会議 幹事会（書面）	・ 意見提出手続の実施結果，プランの 策定を報告

7 旭川市子ども条例

平成24年3月23日条例第14号

(前文)

子どもは、大人からの愛情を受けることにより、自分や他者を大切にすることを育み、自ら考え、行動することにより、多くのことを学び、経験することを通して生きる力を育みます。大人は、子どもと価値観が異なることがあっても、自ら考え、行動することが、子どもの権利であると認識して、子どもを見守り、又は導くことが大切なことであり、その権利は社会全体が尊重していかなければなりません。

旭川市は、豊かな自然と様々な都市機能とを併せ持った、まちづくりに大きな可能性のあるまちです。将来を担う子どもが、夢や希望を抱きながら様々な交流や活動をし、挑戦をすることを通して、優しさやたくましさや育むことが、自ら未来を切り開く力を養い、さらには、活力のあるまち、いつまでも住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

ここに、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する基本理念を明らかにし、市民全体で共有するとともに、市民一人一人が自らの役割を認識し、行動することにより、子どもの夢や希望を支えるまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どもが健やかに育つ環境づくりに関し基本理念を定め、並びに大人、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に居住し、又は通学し、若しくは通勤するおおむね18歳未満の者をいう。
- (2) 大人 市内に居住し、又は通学し、若しくは通学するおおむね18歳以上の者をいう。
- (3) 保護者 子どもの親及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育

する者をいう。

- (4) 地域住民 市内に居住する者(第1号に規定する子どもを除く。)をいう。
- (5) 青年 地域住民のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学その他これに類する施設に在学する者及びこれと同年齢の者をいう。
- (6) 育ち学ぶ施設 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び学校教育法第1条に規定する学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的とする施設をいう。
- (7) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 子どもが健やかに育つ環境づくりは、子どもが愛情を受けながら育つことを基本として推進されなければならない。

- 2 子どもが健やかに育つ環境づくりは、子どもが自立して生きる力を身に付けることができるよう、子どもの主体性及び自律性を育むことに留意し、推進されなければならない。

- 3 子どもが健やかに育つ環境づくりは、大人、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び市が、それぞれの役割を認識し、協力しながら推進されなければならない。

(大人の役割)

第4条 大人は、子どもの年齢及び心身の発達段階を踏まえながら、その育ちを支えるよう努めるものとする。

- 2 大人は、子どもへの愛情を通して、子どもが自分を大切にし、自己肯定感を高めることができるよう、また、他者を大切にする心を育むことができるよう努めるものとする。
- 3 大人は、子どもが夢や希望を持ち、自ら考え、行動することができる力を育むために、子ども同士の交流並びに多様な経験及び学びが重要であることを理解し、これらの機会の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの育成に責任を有することを自覚し、愛情を持って子育てを行い、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。

- 2 保護者は、子どもが社会の一員として必要な規範意識を身に付けることができるよう努めるものとする。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、地域が子どもの社会性を育む場であり、子どもが多様な経験をし、学ぶ上で重要な役割を担っていることを認識し、子どもが安心して遊び、学ぶことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 地域住民は、子ども及び保護者との交流を通して、相互の信頼感を高めることができるよう努めるものとする。
- 3 青年は、その年齢及び教育環境から、子どもの良き理解者になり得ることを認識し、子ども同士の交流及び活動の促進に努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが集団

生活を通して、豊かな人間性及び社会性を育み、健康及び体力並びに自ら学び考える力を高めることができるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることを認識し、その雇用する労働者の仕事と子育てとの両立が図られるよう必要な職場環境の整備に努めるものとする。

(市の役割)

第9条 市は、大人、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、子どもが健やかに育つ環境づくりを総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれの役割を担うために必要な支援を行うものとする。

(家庭への支援)

第10条 市は、保護者が家庭において子どもを育成するために必要とする、子ども及び子育てに関する情報及び学習機会の提供に努めるものとする。

- 2 市は、保護者の子ども及び子育てに関する相談に迅速かつ適切に対応するため、支援体制の充実に努めるものとする。
- 3 市は、保護者の仕事と子育てとの両立が図られるよう保育環境の充実に努めるとともに、子育てに対する事業者の理解を深めるよう努めるものとする。

(地域住民への支援)

第11条 市は、地域住民が保護者及び子どもとの関わりを深めるために実施する地域活動の支援に努めるものとする。

- 2 市は、子ども及び子育てに関するボランティアの育成及び活動の支援に努めるものとする。

(多様な経験及び学びの機会の提供)

第12条 市は、子ども同士の交流並びに多様な経験及び学びの機会の充実に努めるため、子ども及び青年によって構成される団体の活動の支援に努めるものとする。

- 2 市は、子どもの自然体験活動、文化芸術活動等への参加機会の提供に努めるものとする。

3 市は、子どもが社会の一員として自立する上で必要な社会体験活動の促進に努めるものとする。

(子どもの意見表明の機会の提供)

第13条 市は、子どもの主体性及び自律性を育むとともに、子どもの意見を子どもが健やかに育つ環境づくりの推進に反映させるため、子どもの年齢及び心身の発達段階を踏まえながら、自らの夢や希望、生活環境等について意見を表明する機会の提供に努めるものとする。

(基本計画)

第14条 市長は、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の大綱
- (2) 子どもを育成する家庭への支援に関する事項
- (3) 子どもに関わる地域住民への支援に関する事項
- (4) 子どもが多様な経験をし、学ぶことができる機会の提供に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、旭川市子ども・子育て審議会条例（平成21年旭川市条例第7号）で定める旭川市子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(広報及び啓発)

第15条 市は、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進するため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 市は、この条例の内容及びこの条例の規定に基づく子どもが健やかに育つ環境づくりについて、子どもの理解を深めるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第27号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第2期旭川市子ども・子育てプラン

令和2年（2020年）3月発行

旭川市子育て支援部子育て支援課

〒070-8525 旭川市7条通10丁目

TEL (0166) 25-9128

FAX (0166) 22-3275